

障害者事業「十一・五」発展綱要関連施策実施プラン・

1. 地域リハビリの「十一・五」実施プラン	15
2. 視力障害リハビリの「十一・五」実施プラン	17
3. 聴力言語障害リハビリの「十一・五」実施プラン	20
4. 肢体障害リハビリの「十一・五」実施プラン	22
5. 知的障害リハビリの「十一・五」実施プラン	24
6. 精神病の予防治療とリハビリの「十一・五」実施プラン	26
7. 障害者用の補助器具供給サービスの「十一・五」実施プラン	29
8. 障害者の就職と社会保障の「十一・五」実施プラン	31
9. 障害者の貧困削減の業務の「十一・五」実施プラン	35
10. 盲人マッサージの「十一・五」実施プラン	38
11. 障害者事業における宣伝と文化工作の「十一・五」実施プラン	41
12. 障害者のスポーツ工作の「十一・五」実施プラン	44
13. 障害者事業の法制建設の「十一・五」実施プラン	48
14. バリアフリーの「十一・五」実施プラン	50
15. 障害者の法律救済の「十一・五」実施プラン	53
16. 障害者の組織建設の「十一・五」実施プラン	54
17. 情報化建設の「十一・五」実施プラン	58

地域リハビリの「十一・五」実施プラン

一、背景

—地域リハビリは国情に相応しいリハビリ事業の発展モデルであり、2015年に「全障害者がリハビリを享受できる」という目標を実現する戦略であり、重点的なリハビリプロジェクトの土台であり、広範な障害者たちのリハビリの需要を満足するチャンネルである。

—「十五」期間中、障害者の地域リハビリを地域建設に組み入れられ、社会化の方式で障害者にリハビリを提供し、リハビリの実施範囲は都市セクションで516になり、県（県水準の市）セクションで1063になった。実践を通して、地域リハビリは障害者たちにとって、均等な機会を持って社会生活に参加し、貧困を取り消し、生活状況を改善する手段であることを証明している。

二、任務と目標

—全国80%の都市とその所轄区及び70%の県で規範化の地域リハビリを展開し、全障害者がリハビリ

リを享受できるようにする。

—各様々なリハビリ機構、地域と家庭を頼りにして、2000万人の障害者に地域リハビリを提供する。

三、措置

1. 健全で社会的な地域リハビリシステムを確立する。

(1) 組織管理

—政府の指導を強め、省、市、県の障害者リハビリ工作弁公室を完備する。「全障害者がリハビリを享受できる」という目標を経済と社会の発展計画に組み入れ、政府の関係部門の業務を評価する基準の一つにする。リハビリ保障措置を制定し、地域リハビリの計画を制定する。

—住民委員会、郷と鎮の障害者福利基金会（障害者連合会）は関係部門と協調して、土地に適した措置を取って、障害者の地域リハビリを展開する。

—地域の住民委員会、村民委員会で専門職、兼職の地域リハビリスタッフを配置し、障害者に密接的で手近なりハビリを提供する。

(2) 技術的な指導

—各地域リハビリ技術指導グループを調節し、充実にして、関係する技術基準を制定したり、実用的な技術を広めたり、スタッフを訓練したり、リハビリの効果を評価したりするにおいて役割を果たす。

—省、地方（市）水準の障害者リハセンターを設立し、完備する。規範化管理を強化し、続けさまにリハビリを広げ、サービスする分野を拡大し、技術的なデモンストレーションと指導の役割を果たす。

—地元のリハビリ資源を整えまとめて、県水準でリハビリ技術指導センターと障害者用具供給サービスステーションを設立し、障害者にサービスを提供する。それと並んで、知識の普及、スタッフの訓練、地域における家庭指導、相談と紹介等のサービスも提供する。

(3) 地域サービス

—障害者の地域リハビリの業務を都市と農村の下部組織の衛生サービスの範囲内に組み入れ、地域における衛生サービスセンターと郷、鎮の病院、村の衛生室に頼って、障害者のリハビリを展開する。地域におけるサービスセンター、星の光計画の施設、福祉的な企業と事業部門、学校、幼稚園、労働者療養ステーション、障害者の活動場所等の役割を発揮し、全障害者のリハビリに対する需要に満たすりハビリステーションを設立し、地域サービスのネットワークを形成する。地域と家庭を重点にして、障害者にリハビリを提供する。

2. 障害者のリハビリに対する需要とサービスに関する行政記録を作成する。

—県障害者リハビリ工作弁公室は障害者のリハビリに対する需要とサービスについて調査し、障害者の数、分布、生活状況、リハビリに対する需要とリハビリ等の現状を把握する。

—郷、鎮及び市の障害者連合会は地域と村に指導して、リハビリに対する需要のある障害者の行政

登録を行う。

—障害者のリハビリに対する需要とサービスの現状を掌握して、リハビリ計画を調整したり、統計データを更新したりまとめ、要求に従って報告する。

3. 地域におけるリハビリの能力を高める

—リハビリ医学の教育を国家教育計画の中に組み入れ、リハビリ医学のカリキュラムを立ち上げ、現職のスタッフの訓練を強め、リハビリ医学技術肩書きを設立し、リハビリの技術中堅スタッフと教師チームを形成させる。

—各障害者リハビリ工作弁公室は、リハビリスタッフの訓練計画、訓練制度と効果評定方法を制定し、地域において、リハビリ管理と技術の研修を実施し、資格認定とポスト制度を設立し、安定化した地域リハビリスタッフチームを形成させる。

—政府が地域リハビリへの投入を努力して手にし、地域のリハビリステーションに必要なリハビリ設備を装備して、作業場の建設を完備する。

—土地の事情に適した措置をとって、現地の社会と経済の発展に適宜した地域リハビリを行い、技術を応用して、訓練の質を高める。

4. 各種障害者にリハビリを提供する。

機構での訓練サービスを家庭訓練サービスと結びつける方式をとって、都市では地域社会を、農村では郷と鎮を土台にして、各種障害者のリハビリの需要に基づいて、リハビリ医療、訓練指導、精神療法、知識の普及、障害者の親友に対する指導、簡単な訓練器具の製作、補助器具の提供と使用相談、病院の紹介等、多種類のリハビリを提供する。健康促進運動を展開し、各種障害の発生を予防。

四、支出

1. 中央政府の支出：全国の地域社会におけるリハビリの業務の組織と協調、基準の制定、スタッフに対する訓練の組織と協調、テキストと普及読本の統一編纂、代表例の普及、検査評価及び政府の下達した地域リハビリの任務を受けた地域への補助に使う。

2. 地方政府からの支出：リハビリの需要とサービスの調査、スタッフの訓練、リハビリ機構の建設、組織協調及び貧困障害者へのリハビリ援助とリハビリスタッフへの手当てに使う。

視力障害リハビリの「十一・五」実施プラン

一、背景

—視力障害者が900万人余おり、白内障は失明する最も重要な要素であり、いまだに有効にコントロールされていない。特に貧困患者がなかなか手術を受けられないことは際立っている。弱視者

の数は500万人おり、リハビリに対する需要のある者の中で、80%の人がリハビリが受けられておらず、盲人の反射音による定位走行訓練はまだ一般的に行われていない。

- 一「十五」の期間中に、全国では、白内障手術を___万例を完成し、その中で、貧困患者に無料で万例の手術を行った。_____人あまりの弱視者に視覚矯正器具を提供し、上海等10の都市で盲人の反射音による定位走行訓練のモデル実験を行った。

視力障害者のためのリハビリの業務をよくするために、『障害者事業「十一・五」発展綱要』に基づいて、本プランを制定する。

二、任務と目標

- 一白内障手術を350万例完成し、その中で、貧困患者のための無料手術を35万例行い、人口の水晶体（眼内レンズ）の移植率を85%にし、白内障障害のない市と県の確立を広める。
- 一25万人の貧困弱視患者に無料で視力補助器を提供し、5万人の弱視児童患者の保護者を訓練し、地方(市)水準以上の障害者総合サービス施設内で300の弱視リハビリステーションを設立する。
- 一6万人の盲人に反射音による定位走行訓練を行う。

三、措置

1. 白内障の手術治療

- 一都市部の地域、農村の下部衛生機構は、眼病の選別と検査、知識の普及及び白内障患者の転院紹介の業務を行わなければならない。
- 一都市病院の眼科、視力回復センターで手術の徴候が備えた白内障患者に視力回復の手術を行い、人工の眼内レンズの移植率を90%以上にする。
- 一農村部では、県水準の病院での眼科建設を強化し、診療水準を高め、人工の眼内レンズの移植率を70%以上にする。
- 一各衛生行政部門と障害者連合会は、貧困患者が最も身近なところで視力回復の手術を受けられるように、組織する業務に重点を置き、医療チームを組織して、遠くて辺鄙で貧しく、しかも発病率が高く、技術力が低い地域に派遣して、巡回手術を行い、人工の眼内レンズの移植率を95%以上にする。
- 一都市と鎮の被雇用者医療保険、新型の農村合作医療を享受している全患者に対して、規定に従って、白内障の手術費用を清算する。貧困患者の手術費用は、都市と農村の医療援助の範囲に組み入れる。中央政府と地方政府は貧困患者に対して、特別項目を設け、援助活動を組織し展開する。
- 一白内障を一掃する地域の建設を普及し、白内障を予防治療する長期的なメカニズムを形成させる。

2. 弱視患者のリハビリ

- 一衛生、教育、障害者連合会等の機構は、弱視患者のリハビリの業務を自分の職責のカテゴリーに

組み入れ、それぞれ自分の職責を果たし、お互い協力しながら運営するメカニズムを形成させなければならない。

—各障害者連合会は貧困弱視患者の視力検査とメガネの調合を組織することに責任を持つ。地方都市水準以上の障害者総合サービス施設の中で、弱視者のためのリハビリ部門を設置し、弱視者のための視力検査、視力補助器具の調合と使用訓練及び視力補助器具の展示とサービスを展開する。

—市（県水準の市を含む）の病院の眼科で一般的に弱視者のリハビリを行う。弱視者の視力検査と診断、視力補助器具の調合、訓練指導、病院の紹介、治療が終わった後の訪問等のサービスを提供する。

—盲人学校では、弱視児童の保護者に対して訓練をすると、全国の特殊学校（盲人学校、盲人と聾啞者学校）で、白内障の学生と弱視の学生に対して、リハビリ訓練を行う。

—メガネストアで視力補助器具の販売カウンターを設けて、視力検査、視力補助器具の調合と使用訓練等のサービスを提供を導入し、奨励をする。

—地域において弱視を予防治療するための宣伝教育活動を行い、弱視者のリハビリの需要状況を調査し、弱視児童の保護者に対して訓練をする。

—各障害者用品用具ステーションは、関係部門と協力して、視力補助器具の供給種類と数を多くし、情報サービスを提供して、視力補助器具の供給サービスネットワークを形成する。

3、盲人の反射音による定位走行訓練サービス

—特殊教育学校、障害者のリハビリ機関、地域と家庭は、違う年齢の盲人に対して、反射音による定位走行訓練を行う。

—障害者の用品と用具の供給部門は、盲人達に定位走行用の補助用具を提供する。

4、技術者の訓練

—全国と地方の障害者リハビリ工作弁公室は、技術訓練を展開し、各地方のために、眼科及び弱視リハビリの技術者と盲人のための定位走行訓練の中堅スタッフを訓練する。

—訓練のガイドラインとテキストを編纂し、下部組織のスタッフの訓練を行う。

5、視力障害の予防治療及びリハビリの宣伝教育を展開する。

—知識講座を催して、「愛眼の日」等の活動を行う。

—普及のための読み物、宣伝のための画集、教育のための映像製品、知識を広めるための読み物等を配布し、視力障害の予防治療及びリハビリの知識と方法を伝授し、予防治療とリハビリの効果を高める。

四、支出

1、中央政府の支出：国が白内障手術、弱視者のリハビリ、盲人の定位走行訓練に関する業務に与える助成金は、貧困障害者の選出及び手術費用の助成、盲導用具の購入、組織協調、宣伝教育、技術訓練、登録統計、データベースの管理及び白内障のためのバリアフリー都市と県に対する助成等

に使う。

2、地方政府の支出：貧困障害者の選出と手術、組織協調、医療チームの組織と派遣、登録統計及び白内障障害者のための障害物を無くす業務への助成金に使う。

五、検査と統計

1、検査

2008年に視力障害者リハビリの業務に対して中期検査を行い、2010年に全面的な最終評価を行う。

2、統計

障害者事業統計表の要求に基づいて、統計表を提出する。

聴力言語障害リハビリの「十一・五」実施プラン

一、背景

一、聴力言語障害者は2057万人おり、その中で7才以下の聾啞児は約80万人おり、毎年耳の聞こえない赤ちゃんが3万人ずつ増加している。現在、まだ50%の聾啞児が貧困のために聴力補助器具をつけることができず、80%の成年の聴力言語障害者が聴力リハビリを受けることができない。

一「十五」の期間中に、全国では、____万名の聾啞児に対して聴力言語のリハビリ訓練を行い、____万名の貧困聾啞児に無料で聴力補助器具を調合し、____名の専門スタッフを訓練した。聾啞児童リハビリ研究センターを技術的な資源センターとして、省聾啞児童リハセンターを中堅とし、地方都市の言語訓練部門に頼り、926の県、郷、地域における言語訓練クラスを基礎とする聾啞児童のリハビリの工作体系を形成した。

聴力言語障害者のためのリハビリの業務をよくするために、『障害者事業「十一・五」発展綱要』に基づいて、本プランを制定する。

二、任務と目標

- 一8万名の聾啞児に対して、聴力言語リハビリ訓練を行い、1万名の貧困聾啞児に無料で聴力補助器具を調合するほか、リハビリ訓練の支出を助成する。
- 一8万名の聾啞児の保護者に対して訓練を行う。
- 一成年者のための聴力言語リハビリ工作のモデル実験を行う。

三、措置

1、組織管理を強化する

- 一全国障害者リハビリ工作弁公室は、政府の関係部門に協力して、政策を制定し、任務と目標及び

業務の計画を決め、試験検査と最終評価を組織する。

—全国障害者リハビリ工作弁公室聾唖児リハビリ協調指導グループは、日常的な管理の業務を担当し、実施を組織して、定期的に試験検査を行う。

—地方の各障害者リハビリ工作弁公室は、現地の聴力言語リハビリの業務計画の制定を担当し、実施を組織して、試験検査を行い、最終的な評価を与える。

2、聾唖児のためのリハビリネットワークを建設し、完備する。

—聾唖児リハビリ研究センター、省聾唖児リハセンター、地方都市の言語訓練部は技術的な資源センターの役割を果たし、保護者学校を開設し、下部組織における聾唖児リハビリの業務を指導する。衛生、民政、教育、障害者連合会等の関係部門は協力して、県の言語訓練クラス（点）を作り、現地の条件を利用して都合よく聾唖児童のリハビリ訓練を展開する。

—『省聾唖児リハセンターの建設と最終評定の基準』に基づいて、省聾唖児リハセンターの建設を完備し、聴覚リハビリ、言語訓練と地域指導という三つの業務機能を健全にする。

—社会化にするとという業務の原則を堅持し、社会が聾唖児のためのリハビリ機構を開設を誘導、扶助し、規範化する。

3、成年者の聴力言語リハビリ工作のモデル実験を行う。

—条件の合致する聾唖児リハビリ機構を選んで、その中で改めて聴力言語リハセンター（部、クラス）を設立し、成年の聴力言語障害者に対して、聾唖の予防を宣伝し、聴力の検査、リハビリの相談と指導、聴力補助器具の調合等のサービスを提供する。

—地方（市）以上の聾唖児リハビリ機構は、毎年、リハビリチームを組織し派遣する形で、地域と下部組織にいる成年の聴力言語障害者に対して、リハビリ技術のサービスを提供する。

4、貧困聾唖児に対してリハビリ救済を行う。

—国が1万人の貧困聾唖児童に対して、専門プロジェクトを設けて救済をする。全国聾唖児リハビリ協調グループ弁公室は、救済する業務の組織と実施を担当し、各障害者連合会と聾唖児リハビリ機関は、貧困聾唖児の状況調査と監査の業務を担当し、条件の合致する聾唖児リハビリ機関は、視力検査と聴力補助器具の調合を組織し、貧困聾唖児に対してリハビリ訓練を行う。

—政府は貧困聾唖児への救済のための投入を増大し、さまざまな形で社会的なルートを利用し、貧困聾唖児の受益面を広げる。

5、業界管理を強化し、聴力言語障害者の合法的な權益を保障する。

—聴力技術の専門スタッフ及び言語訓練教師の資格認定制度を設立し、聴力技術及び言語訓練サービスに関する業界基準を完備し、就職機構の管理を規範化する。

—聴力補助製品の監督と検査を強化し、品質を確保する。

—聴力技術サービス及び言語訓練の専門的な学歴教育を発展し、在職者の訓練を強化する。

6、聾の予防を宣伝し、聾の予防と治療の知識を普及する。

「愛耳の日」、「障害者援助の日」をきっかけにして、活動を組織し、宣伝パンフレット、宣伝用

の画集、教育のための映像製品、知識普及のための読み物等を配布し、聾の予防とリハビリの知識を伝授する。辺鄙な農村においては、ラジオ、テレビを利用して、普及、宣伝をし、公衆の聴力保健及び聾を予防する意識を高め、聴力言語障害の発生を減少する。

四、支出

- 1、中央政府の支出：国が聾啞児のリハビリに対して補助金を出し、聾啞児童のリハビリ訓練、保護者の訓練、貧困聾啞児の聴力補助器具の調合等に使う。
- 2、地方政府の支出：聾啞児のリハビリ訓練、保護者の訓練、貧困聾啞児の選別と検査、組織協調、リハビリチームの組織と派遣、登録統計の補助金に使う。

五、検査と統計

1、検査

2008年に聴力言語リハビリの業務に対して中期検査を行い、2010年に全面的な検査と最終評定を行う。

2、統計

障害者事業統計表の要求に基づいて、統計表を提出する。

肢体障害リハビリの「十一・五」実施プラン

一、背景

— 肢体障害者が 877 万人おり、半数以上はリハビリ訓練を通して機能を改善出来ると思われる。0-6 才までの肢体障害児は 43.4 万人おり、毎年、6.2 万人増加。肢体障害児の中で、13%が矯正手術を必要としている。

— 「十五」の期間中、機構訓練と地域、家庭訓練を組み合わせる方式で、____万人の肢体障害者、____万人の脳性小児麻痺児童に、リハビリ訓練を提供してきた。医療チームの派遣を通じ、____万人のハンセン病奇形障害者と____人の肢体障害児に矯正手術を行った。

二、任務と目標

— 貧困肢体障害児に対し矯正手術 1 万例、ハンセン病の奇形障害者に対し矯正手術 1000 例行う。

— リハビリステーションを通して、2 万人の肢体障害児に対してリハビリ訓練を行う。

— 10 万人の成年の肢体障害者に対して、地域に基づくリハビリ訓練を行う。

三、措置

1、社会的なリハビリ訓練サービス

(1) 組織管理

- 全国の障害者リハビリ工作弁公室は、任務と目標と業務の計画を査定し、最終評価を行う。
- 地方の各障害者リハビリ工作弁公室は、本地区の肢体障害者のリハビリの、任務の分配、実施の協調、監督検査及び統計報告の業務を担当する。
- 衛生部門は障害者連合会と協力し、手術医療チームの組織、手術の指定病院の選定、矯正手術の監督検査に対して責任を持つ。

(2) 技術的な指導を強化する。

- リハビリ研究センターは、全国の肢体障害リハビリ技術資源センターとして、肢体障害に関するリハビリ技術の指導、専門的な技術中堅スタッフの訓練及び実用的なリハビリ技術の研究と普及を担当する。
- 条件の合致する病院、障害者リハビリステーションを頼りにして、県にて、肢体障害リハビリ技術指導センターを設立し、肢体障害リハビリ訓練に協力し、技術指導と地域及び家庭におけるリハビリスタッフの訓練を行う。

(3) サービスのネットワーク

- 二級以上の病院で、リハビリ医学科を設立し、肢体障害者に対し、地域と家庭によるリハビリ訓練指導を行う。
- 各障害者のためのリハビリ訓練機構は、肢体障害者のためのリハビリ訓練ステーションを設立。
- 地域の住民委員会、村民委員とリハビリスタッフは、障害者の選別と検査、行政登録の作成、リハビリ知識の宣伝及び病院への紹介等のサービスを担当する。

2、貧困肢体障害児に対する矯正手術

- 指定病院で貧困肢体障害児に対して矯正手術を実施する。地方の障害者連合会は病人の選出と検査を担当し、手術を引き受ける指定病院は手術を担当し、術後の病人訪問を行う。
- 全国の障害者リハビリ工作弁公室は、毎年、ハンセン病奇形障害の矯正手術を行う。

3、肢体障害児へのリハビリ訓練

二級以上の病院のリハビリ科及び省障害者連合会リハセンターは、脳性小児麻痺等肢体障害児に、運動機能の回復、姿勢の矯正、言語訓練、生活の自立等のリハビリ訓練と教育を提供し、補助器具を選んであげたりする。リハビリの効果について、段階的に評価をし、質を高める。

4、スタッフの訓練とリハビリ知識の普及

- 省病院リハビリ課と障害者連合会リハセンターは、現地の肢体障害者のためのリハビリの教師と中堅スタッフの訓練を担当し、訓練コースと研修コースを催したりして、県の訓練を指導する。
- 県政府は、下部のリハビリスタッフの訓練を組織し、下部のリハビリ訓練サービス機関毎に、リハビリスタッフを1名配置。
- 絵本や映像製品等を編纂し、リハビリ知識普及させ、障害者と家族に訓練方法を掌握させる。

四、支出

- 1、中央政府の支出：全国的な業務の組織と協調、基準の制定、スタッフの訓練、検査と評価、テキストの統一編纂、政府が下達した任務への補助に使う。
- 2、地方政府の支出：基礎状況の調査、行政記録と検索カードの作成、宣伝活動、協調実施、地域におけるリハビリの支出及び貧困リハビリ対象へのリハビリ費用の助成とリハビリスタッフへの手当てに使う。

知的障害リハビリの「十一・五」実施プラン

一、背景

- 一、知的障害者が 1182 万人、そのうち 0-6 才の知的障害児は約 95.4 万人おり、毎年、13.6 万人増加。リハビリ機構と専門スタッフが不足しているため、多くの成年知的障害者と知的障害児はリハビリを受けずにいる。
- 一「十五」の期間中、特殊需要のある人に対するヨウ素の補充等の宣伝教育を通して、知的障害の発生を有効的に予防した。機構での訓練と家庭での訓練を結合させる訓練方式を通して、1 万人の知的障害児にリハビリ訓練を提供し、リハビリの有効率は___%に達した。全国の 10 の県で成年の知的障害者に対して、訓練サービスのモデル実験を行い、「政府が主導し、社会が支持し、地域に足場を固め、安置をする」という業務の様式を模索した。

知的障害者のリハビリの業務をよくするために、『障害者事業「十一・五」発展綱要』に基づいて、本プランを制定する。

二、任務と目標

- 一10 万人の貧困知的障害児に対してリハビリ訓練を行い、5 万人の知的障害児の保護者に対してリハビリ知識の訓練を行う。
- 一地域におけるリハビリに職責を持つ県では、成年知的障害者のリハビリ訓練サービスを展開する。

三、措置

1、社会的な工作体系を確立

(1)組織管理

- 一教育部門は特殊学校の教師、教学経験等における優位を発揮し、スタッフを訓練したり、知識を普及したり、訓練方法を提供し、知的障害者が地域と家庭でのリハビリ訓練を指導。
- 一衛生部門は婦人と幼児保健等の病院としての役割を果たし、予防、選別と調査、評定、早期介入

及び相談と病院紹介等の業務を行う。

—民生部門は知的障害者のリハビリを地域のサービス計画に組み入れ、貧困知的障害者の生活を保障し、知的障害者にレスパイトサービスを提供し、ボランティアを組織して知的障害者のリハビリに参加させる。社会福祉機構と知的障害者が多くいる会社で、知的障害者を組織してリハビリ訓練を行う。

—障害者連合会は、知的障害者のリハビリの訓練計画を制定し、関係部門が実施するときの手助けをする。

(2) 技術指導

—全国知的障害リハビリ技術指導グループを調整し、完備する。全国障害者リハビリ工作弁公室に協力して、技術指導、標準の制定、スタッフの訓練、課題研究等を担当する。

—省は、教育、衛生、リハビリ機構を一ヶ所指定して、知的障害リハビリ技術指導センターと専門家グループを設立し、現地の障害者リハビリ工作弁公室に協力し、技術的な指導を行い、状況調査、スタッフの訓練、知識の普及、検査と評価等の業務を担当する。

(3) 訓練サービス

—省、地方都市の障害者リハセンターには、知的障害者のためのリハビリ部を設立し、直接に訓練サービスを展開する。

—特殊教育学校、地域のサービス機構、福祉企業や行政部門等を頼りにして、知的障害者に対して、リハビリを行う。

—町、郷（鎮）と住（村）民委員会は、専門職又は兼職の地域リハビリスタッフを配置し、地域内で知的障害者にリハビリを提供する。

—各知的障害者親友会の役割を発揮し、知的障害者のリハビリ需要を掌握する。

2、特殊な人達に対して、ヨウ素を補充する宣伝教育

—ヨウ素が不足地域で、ヨウ素補充教育を行い、特殊な人達の意識を高め、知的障害を防ぐ。

—知的障害児の早期発見、早期診断を児童衛生保健サービスの範囲内に組み入れ、知的障害児の早期選別と早期検査の報告制度を設立する。ベンゾフェノン尿等、予防可能な障害の発生の可能性がある児童に対して、健康指導とリハビリ治療を行う。原因を突き止めた知的障害児に対しては、早急に障害者リハビリ機構、特殊教育学校、普通の学校で設けている特殊教育クラス、幼稚園等を紹介して、リハビリ訓練と教育を提供する。

3、多様なリハビリ

—条件の合致する地方では、リハビリ、文化娯楽、労働等を一体にする知的障害者のためのレスパイトサービス機構、保護的な就職機構を建設し、知的障害者に系統的で、生涯にわたるようなリハビリを提供する。

—地域と家庭に足場を置いて、知的障害児に対して、運動、理解力、認知能力、言語交際、生活の自立と社会適応力の訓練を行う。成年知的障害者に対し、生活の自立、簡単な労働技能、社会適

応力等の訓練を行い、昼間の世話、娯楽活動、支持的な就職等、地域におけるリハビリを提供する。

4、スタッフの訓練

—全国障害者リハビリ工作弁公室は、テキストを編纂して、リハビリの教師と技術中堅スタッフの訓練を担当する。

—各地方の障害者リハビリ工作弁公室は、知的障害者リハビリスタッフとその親友の訓練を行い、リハビリの知識と実用的なリハビリ技術と方法を掌握させる。

5、リハビリ知識の普及

知的障害の予防とリハビリに関する読み物、宣伝用の画集等を編纂し、知的障害の予防とリハビリの宣伝を行う。

精神病の予防治療とリハビリの「十一・五」実施プラン

一、背景

—精神病患者が 1600 万余で、大量の精神病患者特に農村と辺鄙な地域にいる精神病患者たちは、有効な治療とリハビリが受けられない。衛生事業の発展につれて、精神障害児の問題は社会全体から注目されている。2001 年に行われた 0-6 才の障害児童に対するサンプル調査の結果によれば、0-6 才の児童が精神障害にかかる比率は 0.101%であり、精神障害児は約 10.4 万人おり、その中のほとんどは自閉症児である。ほとんどの自閉症児は有効的なリハビリ訓練とサービスを受けにくい状態にいる。

—「十五」の期間中、公安部、民政部、障害者連合会は、4 億の人口がいる 500 あまりの市と県で、社会的、総合的、開放式の精神病予防治療及びリハビリの業務を展開し、次のように明らかな成果が得られた。___万人の重症の精神病患者に対して、予防治療とリハビリ訓練を行い、監護率は___%に達し、好転率は___%に達し、社会への参加率は___%で、事件を起こす比率は___%まで減少し、___万人を閉じ込めから解放し、貧困精神病患者を___万人あまりを救済した。

『障害者事業「十一・五」発展綱要』、『精神衛生の業務計画(2002-2010年)』と『精神衛生の業務を強化するための指導意見』(国弁発(2004)71号)に基づいて、本プランを制定する。

二、任務と目標

—8 億の人口をカバーしている 1000 の市と県で、480 万人の重症の精神病患者に対し、社会的、総合的、開放式の精神病予防治療とリハビリを展開。10 万人の貧困患者に対し、医療救済を提供。

—31 のモデル実験の都市で、自閉症児童に対して、リハビリ訓練を行い、模範的なリハビリ施設を設立し、自閉症児に選別検査、診断、リハビリ訓練をする専門的なスタッフを訓練する。

三、措置

1、「社会的、総合的、開放式」の精神病予防治療とリハビリの業務の様式を広める。

(1)組織管理：

- 精神病の予防治療とリハビリの業務を行っている県（市、区）は、政府の統一した指導の下、衛生、公安、障害者連合会等の関係部門より、精神病の予防治療とリハビリ工作指導グループと弁公室を設立し、現地における精神病の予防治療とリハビリの実施プランの制定を担当。
- 衛生部門は精神病の予防治療とリハビリの業務を地域における衛生サービスの内容の一つにし、精神病の予防治療とリハビリの業務指導を行い、スタッフを訓練し、所属する精神衛生機構及び各医療機構の従業者を組織して、精神病患者に対して、治療を行い、リハビリ訓練を指導する。
- 民生部門は、法定の扶養者がいない、しかも労働の力がなく、経済的な収入のない精神病患者を収容し、治療するほか、医療、就職、貧困扶助と救済、地域サービス等においても、貧困精神病患者に援助を提供する。
- 公安部門は事件や事故を引き起こした精神病患者を管理し、重大な結果をもたらした精神病患者に対して、強制的な治療を行う。
- 各障害者連合会は、宣伝、発動、組織、サービスを行い、精神病患者を組織して、治療後のリハビリ訓練を行い、貧困精神病患者に対し、精神病患者の合法的な権益を擁護する。

(2)技術指導

各省、地方(市)、県(市、区)は、精神衛生機構を一ヶ所指定して、技術指導センターにし、技術指導グループを設立して、精神病の予防治療とリハビリの業務に対しての技術的な指導を担当する。下部組織の行っている状況調査と患者の診断を指導し、治療とリハビリのプランを制定。スタッフの訓練、検査と評価等を行う。

(3)治療とリハビリ

- 精神衛生機構を頼りにして、地域(郷鎮)の衛生サービス機構を基礎にして、村の衛生室、会社の医務室及び監護グループの役割を果たし、入院、通院、家庭病床、家庭看護がコンビネーションするような治療システムを形成する。
- 精神衛生機構は、重度の急性期の精神病患者に入院治療を提供し、病状が重く不安定で、しかも入院の条件のない病人に家庭病床を設け、地域の衛生サービス機構に病状が安定して退院した患者を紹介する。
- 地域の衛生サービス機構は、村(住民)委員会及び監護グループの協力の下、定期的に病人を訪問し、回復期にいる精神病患者の監護と地域におけるリハビリを行い、早期発現し、需要に応じて相応しい病院を紹介して転院治療をしてもらう。
- 村の衛生室、会社の医務室及び監護グループは、地域の衛生サービス機構の指導の下、患者が時間通りに薬を飲み、リハビリ訓練を受けることを督促し、病状変化を発見する場合、医者に報告

をする。

2、リハビリの展開

—多方面から資金を調達し、精神病リハビリ機構の建設を強化し、統一して手配して、県(市、区)毎に一箇所のモデル的な精神病リハビリ機構を助成する。労働者療養ステーション、農村の療養基地、活動センター、レスパイトサービスセンター、途中の宿舎、職業技能訓練センター等様々なキャリアーを通して、精神病患者の回復のために条件を創出する。

—地域のリハビリステーション等の地域サービスを利用して、精神病患者に対して、昼間の世話を提供し、精神相談を行い、生活の自立及び社会への適応力の訓練、家族の訓練等のリハビリ活動を展開する。

3、貧困精神病患者への医療救済を行う。

—貧困精神病患者を医療救済の範囲内に組み入れる。

—重点的に貧困患者の急性発病期間における入院と安定期の無料薬を服用する問題を解決する。

4、精神病の予防治療とリハビリのスタッフ建設を強化する。

—精神病の予防治療とリハビリ業務をする管理スタッフ、地域の医師、ボランティア及び家族を訓練し、下部組織における精神病予防治療とリハビリのサービス能力を増強する。

—精神病の予防治療とリハビリの業務をする地域の医師に対して、手当てを与え、下部組織における精神病予防治療とリハビリの職員を安定化にする。

5、自閉症児に対するリハビリ訓練

—31 実験都市を選んで、婦人と幼児保健、特殊教育のネットワークの役割を発揮し、自閉症児の早期選別と検査、早期診断、早期回復訓練の介入体系を作り出す。

—資源を整理し一つにまとめて、省自閉症児童のリハビリ訓練機構を作る。

—統一したリハビリ訓練のテキストを編纂し、自閉症児のリハビリ訓練及び選別検査と診断の専門スタッフの訓練を行う。

6、知識の普及と宣伝

普及読本を編纂し、宣伝用の画集を印刷して配り、「障害者を助ける日」、「精神衛生の日」等を利用して、精神衛生に関する知識の普及と宣伝教育を強化し、精神病患者への差別に反対して、精神病患者の社会生活への復帰のために社会雰囲気創出する。

四、支出

1、中央政府の支出：スタッフの訓練、検査と評価、貧困精神病患者に対する医薬費の助成、精神病リハビリ機構の建設、地域で精神病予防の業務をする医師への手当て、精神病のリハビリを職業とするスタッフの職業技能訓練等に使う。31 の自閉症児童リハビリ訓練機構に対しても助成をする。

2、地方政府の支出：組織協調、状況調査、登録と検索カードの作成、スタッフの訓練、宣伝教育及び精神病リハビリ機構への助成と貧困精神病患者の医療とリハビリ費用の助成等に使う。

五、検査と統計

1、検査

- 精神病の予防治療とリハビリが行われている全市と県は、毎年、監督指導と検査を行わなければならない。
- 2008年に精神病の予防治療とリハビリの業務を行っている市(県)に対して、中期検査を行う。
- 2010年の下半期に、全面的な検査と最終評定を行う。

2、統計

障害者事業統計表の要求に基づいて、統計表を提出する。

障害者用の補助器具供給サービスの「十一・五」実施プラン

一、背景

- 6000万人あまりの障害者の60%以上は、補助器具を必要としている。現在、補助器具の品種が少なく、水準が低いため、障害者の補助器具に対する需要が満たされていない。
- 「十五」の期間中に、障害者に10万件の補助器具を提供した。その中で、無料で提供したのは1万件である。1万人の貧困障害者に費用を減免して普及型の義肢を取り付けた。200の義肢矯正器具の取り付けステーションを設立した。障害者のための補助器具の供給サービスシステムが初歩的な規模を成し遂げた。

障害者のための補助器具の供給サービスをよくするために、『障害者事業「十一・五」発展綱要』に基づいて、本プランを制定する。

二、任務と目標

- 300万個の各種補助器具の供給を組織し、その中で貧困障害者に無料で30万個を提供する
- 貧困障害者に普及型の義肢7万個、機能補充型の矯正器具1万個を無料で提供する。
- 補助器具の供給サービスネットワークを完備し、補助器具の供給サービスの管理方法を改善する。

三、措置

1、助成を拡大する

- 政府は投入を拡大して、補助器具の供給サービス機構の設立を支持し、貧困障害者に補助器具を調合し提供することに対して助成をする。
- 全国障害者リハビリ工作弁公室は、政府の関係部門との関係協調を担当して、補助器具の供給サ

ービスの統一計画を制定し、補助器具の開発、製造、供給の政策を完備し、補助器具の供給サービスの業務の発展を促進する。

ー地方の障害者リハビリ工作弁公室は、任務の分解を担当し、現地の障害者に対する補助器具の供給サービスの計画を制定し、実施を組織して試験検査と最終評価を行う。

2、サービスのネットワークを設立し、完備する。

ー国家の補助器具資源センターを完備にし、補助器具製品の展示、情報の公表、研究開発、スタッフの訓練、評価と器具の調合と提供、知識の普及等さまざまなサービスを展開し、全国の補助器具供給サービスの業務を指導する。国家リハビリ器械品質監督検定センターの機能を完備し、検定設備を増加し、検定手段を完備し、検定の範囲を拡大して、各種補助器具に対する品質検定の能力を備えるようにする。全国の補助器具公共サービスネットワークを開通し、補助器具の知識を宣伝し、情報提供サービスの能力を高める。

ー省補助器具資源センターの機能を完備し、義肢矯正器具の取り付けと供給、調査評価と製品の展示等のサービスを提供し、現地での補助器具の供給サービスを指導する。

ーすでに建設されている 200 の普及型義肢取り付けステーションの機能を完備し、補助器具の供給サービスを展開し、所轄する地域の技術資源センターの役割を果たす。普及型義肢取り付けステーションを建設していない地方（市）の障害者リハセンター又はサービス施設は、補助器具の供給サービス部門を設立し、現地の実際的な需要に基づいてサービスを展開する。

ー県障害者総合サービス施設は、補助器具の知識の宣伝、製品の展示、情報提供、配送等をして、サービスの範囲を拡大する。

3、専門スタッフの訓練を強化する。

ー義肢矯正器具を製作している労働者に対して、訓練をし、義肢矯正器具製作者の就職資格の認定を行い、業界の発展を促進し、規範化する。

ー各供給サービス機構の要求に基づいて、訓練計画を制定し、訓練のテキストを編纂して、系統的に補助器具の機能評価、設計使用等の中、短期訓練を行う。

ー国が 1-2 箇所の大学を選んで、補助器具工学の専門を開設し、補助器具の設計と取り付けにおける高級的な専門人材を育成する。

4、補助器具の開発、生産を助成する。

指向的に科学研究機関と製造企業を助成し、障害者が急用している実用型の補助器具と科学技術含量の高い補助器具を開発し生産する。

5、貧困障害者が補助器具を購入することに補助金を与える。

ー多方面に渡って資金を募集し、貧困障害者が補助器具をつけることを助成する。

ー重点プロジェクトを実施して、貧困障害者に普及型の義肢と機能を補充するための矯正器具を取り付けたり、補助器具を調合し支給したりする。

ー条件の合致する地区を選んでモデル実験を行う。障害者が補助器具に関するサービスを受けるた

めの補助金政策を制定し、社会保障の範囲内に入れる。貧困障害者が普及型の補助器具を取り付けることに対して、専用資金を助成する。

6、補助器具の品質管理を強化する。

—補助器具の製品基準を制定し、補助器具の基準体系を完備し、補助器具の標準化生産を推進し、製品の製造と経営を規範化する。補助器具の基準の宣伝と普及を強化し、製造企業の製品の品質に対する意識を高める。

—補助器具の製造、販売と使用等の節々における品質の管理と検定を強化し、補助器具製品の品質を高める。

四、支出

1、中央政府の支出：障害者のための補助器具の供給とサービスの組織、協調、検査、指導の業務支出に使うほか、下部組織のサービス機構が補助器具のサンプルを配ったり、普及型の義肢装備ステーションの設備を更新したり、増加したり、スタッフを訓練したり、貧困障害者を救済したりすることに使う。

2、地方政府の支出：貧困障害者が普及型の義肢や矯正器具を取り付けたり、補助器具を購入したりする補助金に使うほか、障害者のための補助器具資源センターと普及型の義肢装備ステーションの日常支出の補助金に使う。

五、検査と統計

1、検査

2008年に障害者のための補助器具サービスに対して中期検査を行い、2010年に全面的な検査と最終評定を行う。

2、統計

障害者事業統計表の要求に基づいて、統計表を提出する。

障害者の就職と社会保障の「十一・五」実施プラン

一、背景

—中国にいる6000万人の障害者の中の2500万人は就職の適齢期におり、その中の500万人は都市部におり、2000万人は農村にいる。「十五」の終了時に、全国では、___万人の都市にいる障害者が就職を実現し、農村にいる障害者の就職人数が累計で___万人に達した。今、就職していない障害者は___万人おり、その中の___万人は都市部におり、___万人は農村地方にいる。

—現在、全国の都市部で、最低の生活保護ライン以下にいる障害者は200万人近くおり、その中の万人は農村貧困障害者である。都市部では、社会保険に参加している障害者は150万人にもなら

ず、300万人近くの障害者が社会からの救助と救済を必要としている。

障害者の就職と社会保障の業務をよくするために、『障害者事業「十一・五」発展綱要』に基づいて、本プランを制定する。

二、任務と目標

- 初歩的に市場経済の下での長期的な障害者のための就職政策の保障体系を形成させる。
- 求職している障害者のすべてが就職サービスを受容でき、障害者のための就職サービス機構のサービス能力が高くなり、障害者が就職サービスに対する需要は満足される。
- 失業登録をしていて、職業探しをしている障害者が職業訓練を受けられ、訓練を受けたあとの就職率は現地の平均水準に達する。
- 障害者を社会保障の体系に組み入れる。「種類を分けて保障する」原則に基づいて、重度障害者、一世帯に多人の障害者がいる等、特別に困難な障害者と障害者の家庭の社会保障の水準を高くする。
- 障害者の就職規模が大きくなり、都市部では、新しい就職者が75万人増え、農村での就職者の数が安定的に1500万人に達する。
- 障害者の社会保障の政策と措置が完備され、障害者の職員を一般の社会保険の範囲内に組み入れ、個人経営をしている障害者が社会保険に加入する比率が大きくなり、最低の生活保護の条件に満たず障害者のすべてが保障され、貧困障害者が生活、医療、災害、子供の就学等の面で受ける社会保障の水準が高くなる。

三、措置

1、宣伝を強化し、障害者の就職に関する法規を貫徹し、障害者の労働者の合法的な権益を保護し、障害者の就職の業務を推進する。各部門は障害者の就職に関する法規と政策の広がりと言及の研究を強化し、障害者の就職を促進する長期的なメカニズムを模索する。比率に基づいて就職することと障害者の就職補償金の徴収と使用の管理制度を規範化し、市場経済にふさわしい集中就職を助成し保護する政策を推進して完備させる。自己経営に対する優遇政策を安定化し、農業税を取り消した後、農村障害者が生産労働に参加することに対する助成措置を強化し、初歩的に障害者の就職を保護し促進する就職政策体系を形成させ、障害者の就職を規範化、制度化、法律化する。

2、公共の就職サービス機構は、障害者を就職サービスの範囲内に組み入れ、無料あるいは特惠価格でサービスを提供しなければならない。各障害者就職サービス機構は、労働保障部門の指導の下、サービスの内容をし、サービス機能を完備し、サービスを行うスタッフの訓練を強化し、サービスの能力と水準を高め、労働保障部門の委託に基づいて、障害者の失業登録を組織し、関係する就職サービスの業務を行う。省、市、県は、障害者の就職サービス機構の建設を強化し、未発達地域は、

機構の健全化、施設の完備、スタッフの補充等、基礎的な業務を強化し、2008年までにサービス能力が備えるようにする。

3、障害者のための就職サービス制度を制定し健全にして、専門スタッフの育成を強化し、内部資源と社会資源の有機的な結合を促進し、就職サービスの制度化、専門化と社会化を推進する。障害者のための就職情報ネットワークの建設を推進し、経済が発達している地域で、市、区、団地をカバーできる情報ネットワークを形成させる。未発達している地域では、都市中心のネットワークを建設し、できるだけ下部機構へ伸ばすように努力する。

4、各地方は、職業技能の訓練を障害者の就職を推進する重要な手段の一つにし、任務と年度計画を確定し、目標と責任を実行に移す。障害者のための指向的な職業訓練を取り入れて、社会的な訓練資源を利用して場所を決めて訓練することと、訓練の成果を購入する等、さまざまな形式で、障害者の職業技能の向上を促進する。労働力市場の発展需要と障害者の技能状況によって、障害者のための職業訓練のクラスを高め、雇用側が障害者の職員に対して、業務先での研修と外での研修を奨励する。

5、市場の需要をリードにし、訓練と就職を結合させる方針を堅持して、職業訓練の質と指向性を高め、人と業務によって分けて訓練を行う。自己経営と企業を開設する願望のある障害者を組織して、創業能力の訓練を行い、開業の指導、相談サービスと開業後の援助を行う。農村の貧困削減の業務と結びつけて、指向性、実用性、通俗性、便利性と柔軟性を優先にし、農村障害者に対して、「栽培、養殖、加工」に関する実用的な技術の訓練の規模を拡大する。職業転換の訓練を展開し、農村障害者が市場競争に参加する能力を高める。

6、障害者のための職業訓練資金の投入を拡大し、訓練費用の減免措置を完備し、実際の業務に貫徹する。障害者のための職業訓練の試験と検定方法を作り、訓練の規模と訓練後の就職率を結合させて、障害者のための職業訓練の規範化、制度化、社会化を実現する。障害者の技術者に対する奨励システムを作り、完備して、障害者の職業技能の試合大会を組織する。2006年に、各省は省障害者の職業技能の試合大会を組織する。2007年に第三回全国障害者の職業技能試合を催し、優秀な選手を組織して、第七回国際障害者技能試合に参加させる。

7、比率によって障害者の就職を手配する宗旨と方向を堅持して、雇用側に業務の要求にふさわしい障害者を選択したり、育成したり、推薦したりして、障害者をポストにつくように雇用側に指導を行う。雇用側が障害者のために設備と施設の改造を支持し、採用の比率を超えて障害者を雇用した会社に対して奨励をし、社会保険の助成を与える。

8、福祉企業、盲人の保健マッサージ機構の管理を強化し、助成と保護政策の調整、完備と実行を推進し、国家の優遇政策が福祉企業と障害者の職員に行き届いていることを確保する。措置をとって、政府の関係部門、社会、障害者組織が労働療養機構、庇護的な工場の開設を支持し奨励して、精神障害と知的障害のある障害者の就職を手配する。

9、障害者の自己経営、自主的な創業と柔軟的な就職を援助する。政策を制定したり、ポストを作

ったり、技能を教えたり、サービスを提供したり等の措置をとって、障害者の就職援助を実施し、障害者の他業種への就職を促進する。住民委員会と地域を頼りにして、公益的なポストを開発し、現地の近い場所で障害者の就職を手配する。政府が投資し開発した公益的なポストには、貧困家庭の障害者、年長の障害者、中度と重度の障害者を優先的に雇わなければならない。ポストを購入したり、創業を指導したり、無料で訓練したり、資金の面で援助したり、税金を減免したり、保険手当てを与えたり等の政策的な措置で、障害者が柔軟性のあるさまざまな形で就職の実現を手助けする。

10、農村で行われている貧困削減の業務と結びつけて、障害者が「短期間で平穏な成果を得る」ような生産項目を選ぶことを助ける。情報、資金、技術、農産品の販売等において、支持とサービスを提供し、農村障害者が生産労働に参加し、貧困から脱出するように条件を創出する。

11、障害者を社会保障の体系に組み入れる。社会保険、社会福祉、社会経済、社会扶助及び社会サービス等の社会保障政策、法規、措置を貫徹し、障害者のために制定された優遇政策、扶助規定を実行する。労働保障、民政、衛生と障害者連合会等の各部門は、職責を果たし、協力して、障害者が享受できる全社会保障の権益を確保する。

12、国務院弁公庁が批准し伝送した『貧困障害者を扶助する業務をよくするためのいつかの意見』に基づいて、関係する関連施策、政策と措置を制定し、「低所得保護の間際にいる家庭」の障害者の生活を保障する問題を解決し、重度障害者、一世帯に何人も障害者のいる特別に困難な生活を送っている障害者の「低所得保護」の補助基準を高くする。都市部にいる個人経営をする障害者が養老保険に参加するための助成金制度等の措置を制定する。個人経営をしている障害者が社会保険に加入を奨励する。都市部と農村部にいる貧困障害者向けの専門的な補助政策を深く実施すると、臨時的な救済と定期的な補助等さまざまな措置と結びつけることを通して、特別に困難な障害者の全社会保障の需要を満たす。条件の合致する地域はレスパイトサービス機構を設立する等の方式を通して、特別に困難な障害者の家庭を助け、精神障害、知的障害及びその他の重度な障害を持っている障害者たちの特殊な保障の問題を解決する。

13、新型の農村合作医療と農村養老保険制度の改革を行っている地域は、傾斜的な政策を研究制定して、障害者が病院へ行けて、しかも年取っても生活できることを確保する。すでに農村の低所得保護保障制度を実行している地域は、障害者の全てが保証されていることを確保しなければならない。実際の状況によって、間際世帯と生活困難な障害者を低所得保護の範囲内に入れ、障害者の低所得保護の補助基準を高くする。

14、貧困障害者に対して、「一対一」、「多人に一人」、「一会社に一世帯」等、さまざまな形での援助、請負、駆動、扶助活動を展開する。現有の社会サービス施設と社会資源が料金を減免して障害者にサービスを提供を奨励し提唱する。社会が寄付して貧困障害者を扶助したり、貧困障害者のための福祉施設を建設したりを奨励する。

四、支出

- 1、国家財政は障害者の社会保障に対する助成金の額を増加する。
- 2、各地方は障害者のための就職補償金の役割を發揮させて、障害者のための就職サービスと職業訓練に対する助成金の投入額を拡大する。
- 3、地方財政は障害者、特に個人経営をしている障害者に対して、社会保険に加入するための専門的な助成金を確保する。

五、検査とまとめ

- 1、各地方は障害者の就職と社会保障の「十一・五」実施プランに基づいて、計画を制定し、実施の手順と措置を明確にして、任務と目標を量化し、進度の要求を提出し、職責と分業を明確にしなければならない。
- 2、各省は年度検査と評価を組織し、その実行を監督する。2の期間務院障害者工作協調委員会は年度のサンプル検査と中期検査及び最終評価を組織する予定である。
- 3、2010年に、「十一・五」における障害者の就職と社会保障の業務に対してまとめと表彰を行う。

障害者の貧困削減の業務の「十一・五」実施プラン

一、背景

- 「十五」の期間中、障害者のための貧困削減の業務は『農村の貧困援助開発綱要』と政府の貧困削減の計画に組み入れられ、統一して組織し、同期実施された。
- 『農村障害者のための貧困援助開発計画』が制定され、1200万の障害者が援助された。障害者福利基金会（障害者連合会）宝くじ公益金を使って、農村貧困障害者の住む危ない住宅に対して改築プロジェクトを実施し、3万世帯あまりの農村貧困障害者の危ない住宅に対して、改築工事を行った。

障害者のための貧困削減の業務をよくするために、『農村障害者のための貧困援助開発計画（2001-2010年）』と『障害者事業「十一・五」発展綱要』に基づいて、本プランを制定する。

二、任務と目標

- 農村にいる1000万の障害者が貧困から脱出を扶助し、いまだに衣食の問題を解決していない障害者に対して、その衣食の問題を解決し、すでに衣食の問題が解決された障害者に対して、安定的にその経済的な収入を高める。
- 中西部地区にいる100万人の農村貧困障害者が実業的な技術訓練を受けるよう助ける。
- 計画的に農村貧困障害者の住む危ない住宅の改築を展開し、32万世帯の障害者の住宅改築に対し

て助成する。

三、措置

1、『農村における貧困削減のための開発綱要』と『農村障害者のための貧困援助開発計画（2001－2010年）』を実行して、障害者の貧困削減を政府の貧困削減計画に組み入れる。

2、国家の貧困援助開発工作の重点県では、貧困障害者の貧困状況の調査を展開し、農村低所得者と絶対的な貧困ラインにいる障害者を全体の貧困援助開発と「村毎に推進する」助成の範囲内に入れ、全扶助措置が障害者の家庭まで行き届くことを保証する。国家の貧困援助開発工作重点県以外の地域は、障害者の貧困削減の業務の重点を衣食の問題を解決することに置き、計画を制定し、資金を手配するほか、中央政府はリハビリを通して貧困脱出することに対して、資金的な援助を提供する。経済が比較的発達している省と市は、障害者の貧困脱出を現地政府の経済と社会発展の全体計画の中に組み入れ、統一考慮して、重点的に低所得の障害者と障害者家庭の相対的な貧困問題を研究解決する。

3、貧困障害者のための「多元化」の資金投入システムを建設し、中央と地方財政は障害者の貧困削減に対する資金投入を拡大する。中央政府はリハビリを通して貧困を削減するための貸付の利息を助成し、障害者のための専門的な基金を設ける。リハビリの貸付に対して、プロジェクト管理を実施し、運営を規範化にして、リハビリの貧困削減貸付プロジェクトのデータベースを応用して、動態的な監督管理と量化的な成績評定を行い、リハビリの貸付資金の管理水準と使用の効率を高める。

4、農村貧困障害者の貧困援助を家庭まで届くための貸付金の利息補助方式の改革モデル実験を行い、条件の合致する地域では、中央からのリハビリの貸付金の利息補助資金の一部を地方に支給し、地方がその資金を直接貸付をうける貧困障害者家庭又は貸付をする金融機構に支給する。農村貧困障害者のための貧困削減貸付の担保基金の設立を模索し、利息を補助されている貸付金の使用規模を高める。

5、中央と地方は財政補助金の形を通して、ともに中西部の農村地域にいる貧困障害者に対して、農村における実用的な技術の訓練を行う。

6、貧困援助開発の道を堅持し、地域、産業及び障害者の特徴と結びつけて、障害者が直接的な利益を受けられるようなプロジェクトを選択し実行に移す。リード役の企業、「会社プラス農家」、基地援助等の貧困援助方式の放射と駆動作用を発揮し、小額の貸付金が具体の世帯と個人に届く業務をし、貧困障害者に対して「助ける、請け負う、駆動する、扶助する」活動を行い、貧困障害者の収入をできるだけ早く高くする。生産労働に参加することがふさわしく、貧困の援助開発を通して衣食の問題を解決できないような貧困障害者に対して、できるだけ彼らを現地の社会救済と社会保証の範囲内に組み入れ、生活の需要を満たすことを保障する。貧困障害者のための全優遇措置を制定して実行に移り、貧困障害者の負担を軽減する。

7、産業構造を調節したり、生態環境を改善したり、科学技術の教育を発展したりする等の措置を通して、農村障害者に対して、科学技術による貧困削減、科学技術の普及等の活動を提唱し、貧困障害者たちの科学技術と文化水準を高くする。障害の種類と水準及び住居環境の違いによって、貧困障害者たちに対して段階に分けて訓練を行い、さまざまな短期研修、各種職業技術の研修と経営項目、資金管理の研修を行い、中西部地区に住む貧困障害者に対する実用的な技術の訓練を強化し、貧困障害者が実用的な技術を把握する能力を高める。都市化の発展と農村貧困障害者人口が農業人口から非農業人口への転移と区域間で流動していることに基づいて、農村貧困障害者に対する転職訓練を増強し、合理的で秩序のあるリードをし、訓練の指向性を増し、第一産業の訓練を第二産業、第三産業等サービス業の訓練に転移し、貧困障害者たちの就職能力とサービス技能を高める。

8、障害者サービス協会の機能を完備し、農村における社会的なサービス体系と各種業界協会との合作を強化し、障害者がプロジェクトを選ぶことを組織したり、助けたり、指導したりする。貧困障害者のために生産前、生産中、生産後における有効的なサービスを提供する。基地の貧困扶助体系を完備し、農村における障害者の貧困削減基地に関する指導的な意見を研究し、各地方に指導を施して、貧困削減基地のデモンストレーション、訓練、援助の機能を一体化にして、役割を発揮させて、貧困削減基地を規範化管理の範囲内に組み入れる。

9、農村貧困障害者たちの居住条件を改善を政府及び障害者貧困削減開発計画の中に組み入れ、資金的な支持を与え、居住条件を改善。農村貧困障害者の住む危ない住宅の改築を計画的に行い、改築の業務を貧困削減の開発計画、移住、災害後の再建等と結びつけて、統一按配して、同期実施する。

10、宝くじ公益金プロジェクトを実施し、プロジェクトを設けて、農村貧困障害者の住宅改築を行う。中央宝くじ公益金から毎年、中西部の農村地域に住む5万世帯の貧困障害者の住宅改築を助成し、東部地方は資金を調達して、障害者のための住宅改築プロジェクトを按配し実施する。プロジェクトを実施している省政府は、資金を手配して、社会からの寄付を誘致し、援助措置を制定して、プロジェクトの実施を確保する。障害者連合会は、農村貧困障害者の住宅改築の業務計画の制定、管理と実施に職責を持つ。各省は現地の住宅改築計画と実施プランを制定し、年度に分けて住宅の改築にふさわしい県に下達すると、障害者連合会に報告して登録をする。地方の各障害者連合会は政府の指導の下、具体的に現地の住宅改築の実施を担当し、実施方法を制定して、資金の手配をする。

四、支出

1、中央政府の支出：国家貧困援助開発重点県の障害者貧困援助資金は、現地の中央と地方の貧困援助資金の中から統一計画して按配する。国家貧困援助開発重点県以外の地域は貧困扶助の貸付金の利息補助を行い、人民銀行の特恵利率と標準利率の差額は、中央財政から実際の状況によって助成する。中央財政は資金を按配して、農村貧困障害者の住宅改築を助成する。

2、地方政府の支出：地方の政府は、障害者の貧困削減に対する投入を増加して、貧困障害者が生産を発展したり、実用的な技術の訓練に参加したり、農村貧困障害者が住宅を改築したりすることに重点的に投入する。

五、統計、検査

1、障害者事業統計指標の要求に基づいて、障害者の貧困援助と危ない住宅の改築プロジェクトの統計を行い、効果と利益を分析し、評価を行う。

2、障害者連合会のリハビリによる貧困援助貸付プロジェクトデータベースと農村障害者の危ない住宅の改築プロジェクトデータベースの管理要求に従って、運営のプロセスをし、成績評価を量化して、全プロジェクトが登録され、しかもデータが本場で、伝送が適時である目標を達成する。

3、リハビリによる貧困援助貸付金の使用に対する指導、監督、検査及び障害者への救済資金に対する監査を強化し、障害者の貧困援助の業務の進捗状況を正確に把握する。障害者連合会は関係部門と協力して、障害者のための貧困援助と住宅改築の業務に対して中期検査を行い、2010年にまとめて表彰をする予定である。

盲人マッサージの「十一・五」実施プラン

一、背景

—全国では、盲人のマッサージ師は9万人おり、その中で、保健マッサージ師は6万人おり、医療マッサージ師は3万人いる。訓練と専門教育を受けた盲人マッサージ師の就職率は95%以上に達し、マッサージ業は盲人が就職する重要ルート。

—全国の一部の大中都市では、盲人失業者の就職を斡旋する業務はすでに全面展開。

二、任務と目標

—盲人マッサージ師5万名を教育育成し、その中の1万名を医療マッサージ師の水準に育成する。

—貧困盲人と特別に貧困盲人に対する訓練、就職補助と社会保障の特恵政策を制定し、3万名の特別貧困の盲人マッサージ師の就職を助ける。

—業界管理を強化し、盲人のマッサージ市場を規範化する。

三、措置

1、技能訓練をメインにして、学歴教育と技能訓練と結びつける形で訓練と育成の業務を強化。

—各障害者連合会の盲人マッサージ指導センターは、現地の都市と農村の学生資源の把握、状況調査、選出を行い、訓練計画を制定する。

—国の保健マッサージ師の職業基準と職業資格の訓練ガイダンスに基づき、盲人のマッサージ学校、

盲人学校、盲人のマッサージ機構、障害者の職業訓練機構及び社会の職業訓練機構を頼りにして、保健マッサージ師の技能訓練を組織する。盲人の初級クラスの保健マッサージ師の資格研修の時間は240小間以上、その他の各保健マッサージ師の進級研修の時間は160こま以上にして、研修の質を確保する。

—盲人のマッサージ中等専門学校、障害者の職業中等専門学校等の専門学校と医科大学、高等医学学校を頼りにして、盲人医療マッサージ師の育成に力を入れる。各障害者連合会は学生の選抜、入学試験と入学推薦、就職をサポートすること等において、サービスを提供しなければならない。条件の合致する高等教育機関が盲人のための医療マッサージに関する通信教育開設を支持し、ハイクラスの医療マッサージ師を育成して、盲人医療マッサージ師に技能を極めるチャンスを提供する。

—各障害者連合会の盲人マッサージ指導センターは、現地の盲人マッサージ業者に対して、定期的に、毎年、20こま以上の継続教育を行い、その素質と競争能力を高める。

—盲人マッサージ指導センターは、盲人保健マッサージの教師と医療マッサージの中堅スタッフをそれぞれ500名を育成する。各地方の障害者連合会は前途があり、教学の業務に適格で、一定の組織能力のあるスタッフを選んで中期と短期の研修に参加させる。

—各障害者連合会は保健マッサージ師の就職資格検定と盲人医療マッサージ師の肩書き評定を行い、盲人マッサージ師が健全者と同じく平等な権益を享受できるようにする。

—中等、高等教育機関で使う語、点字、録音版の盲人マッサージ教学大綱と相関する教学材料の編纂、改定、出版を組織し、教学の質を高め、社会の需要に適応する。

—盲人のためのマッサージ教育と研究の実習基地を設立し、盲人マッサージに関する発行物を創刊し、盲人マッサージにおける業界管理と普通の病気、難病の診断治療及び治療効果を高めるための研究を行い、実用的な教学検定製品と用具を研究開発する。

—国内外の学术交流と国際交流を強化し、不定期に盲人マッサージの技能試合を行う。盲人の情報化技術を広め、盲人マッサージ師の素質を高める。

2、就職のルートを広め、就職ポストを開発し、盲人マッサージ師の就職を扶助。

—都市の地域サービス機構を頼りにして、郷と鎮の衛生医療機構を重点とし、盲人マッサージ科、室、診療所と保健マッサージステーション（点）の開設に力を入れ、盲人マッサージ師の就職を推薦、扶助、援助をする。現地で盲人マッサージ科、室、診療所、保健マッサージステーションを開設している盲人マッサージ師に対して、労働保障部門は個人経営の障害者が養老保険と医療保険に加入する相関の規定に参照して、補助金を与える。

—盲人の就職ルートを広め、盲人のカウンセラーの職業訓練を行い、盲人に相応しい職業訓練の道を模索する。

—盲人マッサージ師が盲人マッサージ機構の開設を奨励し、扶助して、盲人マッサージ師の就職を手配する。

—マッサージ業務のあるサービス業と医療機構は、優先的に盲人マッサージ師を雇用し、一人の盲人マッサージ師を雇用することに対して、二人の障害者を雇用したと計上する。

3、優遇政策を実行し、扶助を拡大する

—政府の関係規定に基づいて、盲人マッサージの業界管理方法を制定し、盲人のマッサージ市場を規範化し、盲人マッサージ事業の持続可能な発展を保障する。

—国の関係する優遇政策を実行し、個人経営をしている盲人マッサージ師に対して、その個人経営の登録費用、市場管理費用、個人経営者に徴収する管理費用を減免し、個人所得税を減らし、営業税を免除する。マッサージ機関に対して、そこで雇用した盲人の比率によって営業税を減免する。

—民営の非企業機構の登録を申請している盲人マッサージ師に対して、登録登記、公示と登録の資金費用の徴収等において、優先的考慮して便宜を与える。

—各障害者連合会は、貧困盲人マッサージ師の研修、育成、推薦、就職援助に対して、支出の面で助成し、その助成金を障害者の就職補償金の使用計画に組み入れる。

4、組織と協調を強化し、優れたサービスを提供する。

—省、市（地方）の盲人マッサージ指導サービスネットワークを完備し、各マッサージ指導センターはスタッフ、ポスト、支出の三つがなることを保証し、盲人マッサージの業務をやらなければならない。

—盲人の保健マッサージ師の資格検定と医療マッサージ師の肩書き評定、職業資格認定登録の業務を推進する。

四、支出

—中央政府の支出：盲人のマッサージ中堅スタッフと教師の訓練、教材の編纂と改定及び出版の協調、検査と評価、統計と宣伝に使う。

—地方政府の支出：各地方は任務と目標に基づいて専門支出を手配し、各省は一人の盲人マッサージ師を育成するために投入する資金は1,000元以下になっていけない。応募者の選別と調査、特別に貧困盲人の訓練、就職の補助、組織協調及び宣伝等に使う。

—各障害者連合会は専門支出の予算、使用と管理を行い、任務の完成を確保しなければならない。

五、検査と統計

—盲人マッサージ指導センターは関係部門と協力して、各省、市（地方）の盲人マッサージ指導サービスネットワークの建設、年度任務の完成、技能検定、職務評定等の業務に対して、監督と指導、検査、評価と最終評定を行う。

—各盲人マッサージ指導センターは関係する規定に基づいて、登録、統計の業務を行うほか、要求に従って、決められた期間内で年度任務の完成状況を障害者連合会の情報センターに報告し、盲

人マッサージ指導センターにコピーを送る。

障害者事業における宣伝と文化工作の「十一・五」実施プラン

一、背景

—「十五」の期間中、障害者が社会生活に関与する環境と障害者事業の発展をめぐる外部環境が文明的になり、現代文明社会の障害者観念が人々の心に深く入ることになった。さまざまな障害者援助活動が展開され、マスコミが障害者と障害者事業にもっと注目をし、人道主義の理念が全社会で提唱され、障害者を助ける社会的な雰囲気形成された。

—各種公共的な文化活動は障害者の参加を受け入れ、障害者の大衆的な文化活動が日ごと活発になり、障害者の精神的な文化活動がますます豊富になり、障害者の特殊な芸術が高速に発展した。

障害者事業の宣伝と文化の業務をよくするために、『障害者事業「十一・五」発展綱要』に基づいて、本プランを制定する。

二、任務と目標

—社会全体で人道主義の思想を極力宣伝し、現代の文明社会における障害者観念を宣伝する。障害者を理解し尊重して、障害者に関心を寄せ援助する社会風潮を提唱し、障害者事業の持続可能な発展に有利で良好な社会環境を作り出す。

—さまざまな形式の障害者援助活動を展開し、優秀な障害者、障害者工作者と障害者を扶助する先進的な模範を樹立し、中華民族の弱者をたすける伝統的な美德を宣伝する。

—盲人のための読み物の出版発行と図書の貸し出しを強化し、盲人が文化を学習する需要を満足する。

—公共的な文化機関と協調し、公共的な資源を利用して、障害者に文化サービスを提供する。違う類別の障害者の特徴に基づいて、形式がさまざまで、健康的で有益な文化活動を展開し、障害者の精神的な文化生活を豊富にする。

—特殊の障害者の芸術人材を育成し、障害者の特殊な芸術を発展させる。障害者事業の文化的な資源を一つにまとめて、障害者事業における文化産業の発展を促進する。

三、措置

1、人道主義の思想を宣伝し、障害者を援助することは光栄だという社会風潮を提唱する。

—公共的なマスコミに頼って、人道主義の思想と障害者事業を反映する文章、図書、音声と映像製品及び公益的な広告を押し出す。

—「人道主義がキャンパスに入る」活動を展開し、人道主義の思想を中、小学生の思想道徳教育の内容に組み入れる。

—「障害者を助けたり援助したりすること」を国と各地方における精神文明建設の業務の範囲内に組み入れる。

—「全国障害者を助ける日」、「国際障害者の日」、「少年隊員が障害者と手をつなぎ助ける活動」等、さまざまな形式で障害者の援助活動を深く展開する。

2、宣伝のためのネットワークの建設を強化し、良好な社会環境を建設する。

—省と地方の「障害者事業マスコミ宣伝促進会」を設立し健全にして、組織協調の役割を發揮し、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット等の公共的な媒体を動員して、深入りして障害者事業を宣伝したり報道したりする。

—障害者事業における宣伝と文化の業務を担当する幹部の訓練を強化し、スタッフの素質を高める。

—中央人民ラジオ局、中央テレビ局と省ラジオ局、テレビ局の障害者専門番組、手話によるニュース番組をやる。市（地方）と県のラジオ局、テレビ局で障害者の専門番組、手話によるニュース番組を開設を推進する。

—県と郷の公共媒体を利用して、下部組織での宣伝工作を行う。

—優秀な障害者、障害者工作者と障害者を扶助援助する先進的な模範を育成、樹立し、自立精神と奉仕精神を奨励する。

3、社会的資源を利用して、末端にいる障害者にサービスを提供する文化的なプラットフォームを建設する。

—社会の公共的な文化施設は、障害者に対して優遇措置と関係するサービスを提供してオープンをし、障害者の特徴と需要に相応しい活動の内容と施設を増やし、障害者が各種大衆的な文化娯楽活動に参加を奨励し、障害者と健全者の交流を促進する。

—現存する住民委員会の文化ステーション、地域のサービス活動室及びその他の文化活動場所を利用して、障害者を組織して、さまざまな形式で、健康で有益な文化的活動を催す。

—「文化的な貧困扶助」と「文化を通して障害者を援助する」活動と結びつけて、1000の地域、500の郷と鎮で「文化が地域に入る」、「文化が村に入る」モデル実験を組織し、地域と郷鎮を構成単位にして、障害者協会に本や文化製品を送り、末端にいる障害者に文化的なサービスを提供する。

—地方都市以上の公共図書館で、点字及び盲人のための音声製品図書室の建設を推進し、そのなかの200の図書室に対して助成金を与える。図書室のサービス機能を強化し、図書と音声製品の種類、数を増やす。ボランティアの役割を發揮し、盲人に書籍の配達と郵送サービスを提供する。

4、障害者の特殊な芸術を發展し、障害者の文化出版の業務を繁榮させる。

—200箇所の特設教育学校に対して、専門プロジェクトを作って障害者の特殊な芸術人材を育成を奨励する。障害者の芸術団体の管理を強化し、国内外との文化交流を展開する。

—優秀な障害者の文化芸術人材のデータベースを作り、障害者文化芸術界連合会を成立する。

—障害者を題材にする作品の出版と障害者の作家の創作活動を扶助し奨励する。様々な障害者芸術家の創作と交流活動を催す。

—資源をまとめて、障害者事業における文化産業の発展を推進する。

四、特別な扶助と奨励

—関係部門は、障害者の宣伝と文化の業務に対して特別な援助を与えなければならない。

—障害者事業に関するよい報道作品のコンテストをやり、第七回全国障害者文芸報告演出と第五回特殊教育学校の学生の芸術作品の演出を組織し、第七回、第八回、第九回の各地方の人民ラジオ局の障害者専門番組の集中放送を組織し、障害者の書画、撮影等の作品の試合、展示活動を組織する。

—障害者を題材にした優秀な文化作品を推薦して、中央宣伝部が行う精神文明建設「五つの一番」プロジェクト賞のコンテストに参加させる。

—点字作品と盲人のための音声製品の出版に対する政策面と資金面の援助を大きくする。

五、支出

1、中央政府の支出：障害者事業の宣伝と文化分野における方針と政策と制定及び重大な活動の宣伝と報道の支出に使う。全国的な文化芸術活動を組織したり、障害者の専門番組を開設したり、省障害者連合会が宣伝文化幹部を訓練したり、地方財政の関連経費の基礎の上で、省と地方の高級図書館で点字及び盲人のための音声製品の図書室を設立したり、「文化が地域に入る」と「文化が郷と鎮に入る」活動を組織したりすることに使う。

2、地方政府の支出：各障害者連合会は、宣伝と文化の業務を地方の障害者事業の発展の全体計画に組み入れ、専門支出を設けなければならない。

任務分配表

省(市、自治区)	省レベルの図書館で設立された点字及び盲人のための音声製品図書室の数	地方都市レベルの図書室に助成金を出して作った点字及び盲人のための音声製品図書室の数	「文化が村に入る」助成金を受けたモデル実験基地の数	「文化がコミュニティに入る」助成金を受けたモデル実験基地の数	省レベルのテレビ局で開設した手話番組の数	省レベルのラジオ局で開設した障害者の専門番組の数	特殊な芸術人材を育成する指定(特殊教育)学校の数
北京	1	2	4	22	1	1	4
天津	1	2	3	20	1	1	4
河北	1	6	23	34	1	1	10
山西	1	6	17	32	1	1	5

内モンゴル	1	6	18	32	1	1	5
遼寧	1	8	19	32	1	1	10
吉林	1	4	13	32	1	1	6
黒竜江	1	8	16	32	1	1	10
上海	1	2	3	20	1	1	5
江蘇	1	6	19	32	1	1	10
浙江	1	4	20	32	1	1	10
安徽	1	8	22	32	1	1	10
福建	1	4	14	32	1	1	10
江西	1	6	19	32	1	1	10
山東	1	10	20	44	1	1	13
河南	1	10	22	42	1	1	10
湖北	1	6	15	32	1	1	10
湖南	1	8	25	37	1	1	5
広東	1	6	21	32	1	1	10
広西	1	9	17	32	1	1	5
海南	1	2	3	20	1	1	1
重慶	1	8	16	32	1	1	4
四川	1	12	40	52	1	1	10
貴州	1	7	19	32	1	1	5
雲南	1	8	20	32	1	1	5
チベット	1	5	9	32	1	1	1
陝西	1	7	22	37	1	1	5
甘肅	1	9	20	32	1	1	2
青海	1	5	5	32	1	1	2
寧夏	1	5	3	32	1	1	1
新疆	1	9	13	32	1	1	2
合計	31	200	500	1000	31	31	200

障害者のスポーツ工作の「十一・五」実施プラン

一、背景

—「十五」の期間中、障害者のスポーツ活動は日ごと活発になり、障害者の身体素質が高くなった。

第六回全国障害者運動会、第三回全国特殊オリンピック運動会を成功に催した。障害者オリンピック、聾者オリンピックと特殊オリンピック運動が展開し、全国ですでに 30 のスポーツ項目があり、特殊オリンピックの選手は 50 万人に達した。

—「十五」の期間中、障害者選手は国際的な試合の中であわせて 268 の金メダル（2005 年 8 月まで）を獲得し、特にアテネで行われた障害者オリンピック大会では、のスポーツ代表団の獲得した金メダルの数もメダルの総数も一位であり、第二十回聾啞者オリンピックでは、聾啞者オリンピック代表団が獲得した金メダルの総数は九位であって、はじめて聾啞者オリンピックの前十位に入って、祖国に名誉をもたらした。2007 年の第十二回特殊オリンピック運動会と 2008 年の第十三回障害者オリンピック大会の主催資格を成功に手に入れた。国際的な障害者のためのスポーツ組織に加入して積極的な役割を果たしている。

「十一・五」期間中の障害者スポーツの業務をよくするために、『障害者事業「十一・五」発展綱要』に基づいて、本プランを制定する。

二、任務と目標

—障害者がスポーツ活動に参加する需要を満足し、障害者のスポーツ才能を披露し、大衆スポーツと競技スポーツの調和のとれた発展を推進する。

—「全国健康促進計画」と「オリンピック運動会で栄光を勝ち取る計画」の要求に基づいて、普及と向上を結合する方針を堅持し、障害者の自立と健康促進活動を組織し、努力して栄光を勝ち取る目標を実現し、違う種類の障害者スポーツの均衡な発展を推進して、障害者がスポーツ活動に参加する人数を逐年増加させ、体質を増強させる。

—重大な国際、国内のスポーツ大会を組織したり参加したりを通して、もっとたくさんの障害者がスポーツ活動に参加して、社会に溶け込み、自我を超えて国のために名誉をもたらすことを奨励する。宣伝を強化して、社会全体が障害者のスポーツ事業に対する関心と支持を増強する。

三、措置

—政府は、障害者のスポーツ事業の発展に関心を寄せ重視して扶助をし、障害者のスポーツ事業に関する業務を社会発展の大局に組み入れ、障害者がスポーツ活動に参加することに条件を作り出さなければならない。2006 年に障害者のスポーツ事業を発展させる政府計画を制定し、全国障害者スポーツ工作会議を開催する予定である。各障害者連合会、スポーツ事業を主管する部門は、計画を制定して、現地の障害者のスポーツ事業に関する業務を管理、指導、協調し、障害者のスポーツ事業の発展を推進しなければならない。

—2007 年の第十二回特殊オリンピック運動会と 2008 年の第十三回障害者オリンピックをきちんと実施する。2010 年の第十回アジア障害者オリンピックの主催資格を申請する。2007 年の第七回全

- 国障害者運動会と 2006 年、2010 年の第四回、第五回全国特殊オリンピック運動会を成功させる。
- 代表団を組織して 2007 年の第十二回特殊オリンピックと 2008 年の第十三回障害者オリンピックに参加し、アンフィトリオンと同じような成績を勝ち取り、祖国に名誉をもたらす。代表団を組織して、第九回極東南太平洋身体障害者スポーツ大会、第九回世界冬季障害者オリンピック、第二十一回聾啞者オリンピック、第九回世界冬季特殊オリンピック運動会、第十回アジア障害者オリンピック及びその他の重大な国際障害者スポーツ大会に参加して、努力していい成績を手に入れる。
 - 2007 年までに省障害者スポーツ管理機構を設立し完備する。2008 年から、障害者オリンピック運動管理センター及び各障害者スポーツ機構は役割を發揮し、障害者オリンピック委員会、聾啞者オリンピック委員会、特殊オリンピック委員会及び地方の各障害者スポーツ組織の社会的機能を發揮して、資源をまとめ、末端にいる障害者のスポーツ活動を活発にする。障害者スポーツの管理者を育成を強化し、2007 年の年末までに、1000 人ぐらいで、専門職スタッフも兼職スタッフもいるエネルギー溢れる障害者スポーツの管理チームを形成させる。
 - 各障害者連合会とスポーツの主管部門は、障害者のスポーツ組織と協力し合い、障害者のための健康促進活動を展開し、関係部門と協調して、都市のコミュニティにあるリハビリ機構、農村の郷と鎮にある文化スポーツ活動ステーション、特殊教育学校、福祉企業と行政の福祉部門等を頼りにして、その土地の事情に適した措置をとって、地域のスポーツ施設を利用して、各種障害者を組織動員して、障害者と健全者が一緒になって行われるリハビリと健康促進のスポーツ活動に参加させる。下部機構にいるスポーツ工作者、障害者工作者は障害者スポーツの基本知識を身につけて、障害者を組織してスポーツ活動を展開しなければならない。全国健康促進パスは障害者がスポーツ運動に参加する需要を考慮して、施設を増加しなければならない。
 - 障害者オリンピック、聾啞者オリンピック、特殊オリンピック運動を發展させ、各種障害者に相応しい各種スポーツ活動を普及させる。障害者のスポーツ人口は 15%以上にし、特殊オリンピック運動に参加する知的障害者は毎年 10%を増やす。肢体障害者のスポーツ項目は 25、視力障害者のスポーツ項目は 10、聴力障害者のスポーツ項目は 12、知的障害者のスポーツ項目（特殊オリンピック）は 24。毎年、20 項目（回）の全国障害者スポーツ活動を催し、各省が催す省スポーツ活動は毎年 10 項目（回）以上にする。
 - 特殊教育学校は、体育授業の教学を重視し、障害者の学生の心身に相応しいスポーツ活動を組織しなければならない。各各種一般学校は、条件を作り出して障害者の学生のために、その特徴に合うようなスポーツ活動を組織して、障害者の学生の健康素質とスポーツ運動の技術水準を高めなければならない。障害者スポーツを体育大学と体育学校、師範学校の教学内容に組み入れ、条件の合致するスポーツ学校、師範学校と各体育学校は、一定の数の優秀な障害者選手を入学させ、彼らがスポーツ活動、競技訓練に参加することに援助と支持を提供する。
 - 国家障害者チームは集中と分散が結びつけた訓練方式を取って、科学的な訓練を堅持し、訓練と

科学研究、医務監督と後方勤務の保障体系を設立する。国家障害者控えチームの訓練の業務をやり、地方における障害者スポーツ事業の発展を推進し、国に優秀な障害者選手をフィードする。障害者のスポーツチームの品行建設を強化し、禁制された薬物を使って訓練したり試合に参加したりすることに硬く反対し、障害者選手の健康と障害者スポーツの公平性、純潔性を保証し、国際社会に与える良好なイメージを維持する。

- 障害者選手の等級評定、就学、就職と保険、奨励の問題の解決を推進し、障害者選手の訓練を障害者のための職業技能訓練計画に組み入れ、彼らの心配事を解除する。障害者のスポーツコーチの等級制度を設立し、障害者のスポーツコーチの肩書き評定方法を研究制定し、高い水準の障害者スポーツコーチチームを育成する。2007年に障害者選手、コーチと技術者のデータベースを作る。
- 障害者のスポーツ競技制度を完備し、相対的に安定した裁判員、分級員チームを設立し、下部組織、国家、国際的な障害者スポーツ大会の需要を満たす。
- スポーツ学院、科学研究所を頼りにして、障害者スポーツのマクロ的な発展、科学的な訓練、試合、情報等の分野において、科学的な研究をし、障害者スポーツの発展をサポートする。
- 国家障害者スポーツ総合訓練基地を建設し、資源センターとして、デモンストレーションと指導の役割を果たす。国家障害者スポーツ訓練基地の管理を規範化する。2006年の年末までに、各省には、一ヶ所障害者スポーツの総合活動場所を設けて障害者スポーツの資源センターとし、障害者が自立して健康促進活動とスポーツ訓練について、デモンストレーションと指導の役割を果たす。公共の運動場と体育館は、障害者がスポーツ活動に参加する需要を満たし、障害者がスポーツ活動に参加することに対して、減免又は優遇措置をとらなければならない。
- 障害者スポーツの宣伝を強化し、様々な形とルートで障害者スポーツに関する知識を普及し、障害者の自立精神と強靱な努力精神を宣伝し、障害者を助ける社会的な風潮を提唱し、一般大衆が障害者スポーツの認知の度合いを高め、社会の各界を動員して障害者のスポーツ事業に関心を寄せ、支持するようにする。2006年の年末までに、障害者スポーツの指導叢書シリーズを編纂出版する。
- 障害者のためのスポーツ器具と装備を研究開発する。
- 国際交流と合作を強化し、国際的な障害者スポーツ大会の主催資格を申請し、スポーツ大会を組織する経験を積み重ね、技術中堅スタッフを育成する。

四、支出

- 中央政府の支出は国家障害者チームの訓練と訓練、そして国際的なスポーツ大会の参加に使う。
- 地方財政は障害者スポーツの専門支出に対する投入を逐年増加しなければならない。
- スポーツ宝くじと福祉宝くじの収益の中から、比率によって障害者のスポーツ事業に使う費用を支出する。

—社会を動員して資金を募集し、障害者のスポーツ産業を開発する。

五、検査とまとめ

- 重大な国際的な障害者活動と結びつけて、経験をまとめ、先進を表彰し、障害者の大衆スポーツ活動を主催したり、代表団を組織して国際的な試合に参加したり、目立った貢献をした個人と機関に対して表彰したりする。
- 各地方は本プランに基づいて、現地の実情と結びつけながら発展計画を制定する。
- 国の関係部門は各地の障害者スポーツ活動、組織建設と訓練場所の建設に対して、監督と指導及び検査を行う。

障害者事業の法制建設の「十一・五」実施プラン

背景

- 社会主義法制建設の発展に伴って、障害者事業の法制建設は効果が現れ、初歩的に『憲法』を核心とし、『障害者保障法』を基礎にし、関係する法規、規定がセットとなる障害者事業の法規体系を形成した。各人民代表大会、政治協商委員会の『障害者保障法』に対する検査、監督制度が形成され、障害者事業の発展を促進した。
- 『障害者保障法』の宣伝は国家の「四五」法律普及計画に組み入れられ、障害者と障害者の法律工作者が權益擁護が増強され、社会全体が障害者の權益を保証する意識が高くなった。

障害者事業の法制建設をよくするために、『障害者事業「十一・五」発展綱要』に基づいて、本プランを制定する。

二、任務と目標

- 『障害者保障法』を改定し、障害者のリハビリ、バリアフリー、社会保障等の法規と政策を制定する。
- 『障害者保障法』等障害者の權益を保証する法規を宣伝し普及させて、1万人の障害者の法律工作者を育成する。
- 障害者事業の法規の執行力度を増大し、『障害者保障法』等の法規の執行に対する検査制度を完備する。

三、措置

1、法体系を完備し、障害者事業を発展させ、障害者の權益を保証する。

- 『障害者保障法』改定過程で、専門家、関係部門と障害者、障害者組織の意見と提案に耳を傾け、

長い年月の中で培ってきた障害者の權益を保障することにおける経験をまとめ、国際の先進的な理念を借り入れ、憲法原則に適應させて、障害者の權益を保障する。

—『精神衛生法』、『社会救済法』、『建築法』、『義務教育法』等を制定・改定する過程で、各障害者組織は、障害者の意見と提案を反映しなければならない。

—『障害者保障法』が改定された後、各地方は現地の状況に基づいて、障害者保障法の実施方法及び相関する規定を改定しなければならない。

—障害者のリハビリ、バリアフリー、社会保障等の政策を制定し、障害者の教育条例を改定する。

—各地方は現地の実情に基づいて、障害者に対する優遇政策と救済の規定を制定し、改定する。特に都市部と農村部における社会保障制度を完備することと結びつけて、貧困障害者に対する社会保障の措置を完備し、実行する。

2、障害者事業と障害者の權益保障に関する法規の宣伝教育を發展させて、障害者の法律工作者の訓練を行い、社会全体と障害者自身の法律の素質と權利維持の能力を高める。

—『障害者保障法』及びその他の障害者の權益を保障する法規を国家の「五五」法律普及計画に組み入れる。

—ラジオ、テレビ、新聞、雑誌、インターネット等様々なルートを通して、座談会、報告会、知識講座、相談等、改定された後の『障害者保障法』を宣伝する。

—各地方は、水準毎に訓練する方式をとり、障害者の法律工作者が障害者の權益を擁護する能力を高める。

—法律普及の宣伝ポスターを印刷して、農村と地域に貼り、社会各界と障害者たちの法律意識と權利維持の能力を強化する。

—障害者の權益保障に関する法律のデータベースを作り、障害者事業の法制宣伝の教育ソフトを開発したり、広めたり、使用したりして、障害者工作者と障害者が法律を勉強し使用を促す。

3、関係部門は、『障害者保障法』等の法規の執行を強化し、各障害者組織は、人民代表大会と政治協商委員会に協力して、定期的に法律の執行状況に対して検査したり、専門課題の調査研究をしたり、視察したりする。

—政府にある障害者工作協調委員会は、毎年、関係する職能部門を組織して、プロジェクト検査を行い、政府の関係する職能部門は、毎年、職責に基づいて自分検査を行う。

—政府と関係部門及び障害者組織は、人民代表大会、政治協商委員会に協力して、障害者事業の法規の執行状況に対して検査をしたり、専門課題の調査研究をしたり、視察したりする。

—各障害者連合会組織は、精神病院、福祉施設、特殊教育学校、福祉的な工場等、障害者が集中している機構に行って、障害者の需要を聞き取り、障害者の困難と需給を解決する。

四、支出

1、中央政府の支出：『障害者保障法』の改定、障害者の就職条例、リハビリ条例、教育条例とバリ

アフリー条例及びその他の関係する法規の制定と改定に使う。全国人民代表大会、全国政治協商委員会と國務院障害者工作協調委員会及び関係部門が法律の執行状況に対する検査と視察を行ったり、障害者と障害者の法律工作者の法律研修と法制宣伝を行ったり、社会に対して『障害者保障法』及び関係する法規の宣伝をしたり、関係する課題の研究と国外の法律の翻訳を組織したり、関係する図書資料を編纂出版したり、応用ソフトを開発することに使う。

2、地方政府の支出：地方における障害者保障法の実施方法の改定、障害者のための優遇政策の制定に使うほか、地方の人民代表大会と政治協商委員会が法律の執行状況に対して検査と視察を行ったり、障害者と障害者の法律工作者の訓練を行ったり、法制の宣伝をしたりする等に使う。

バリアフリーの「十一・五」実施プラン

一、背景

一「十五」期間中、建設部、民政部、障害者連合会が『都市道路と建築物のバリアフリー設計規範』を改定し、建設部、教育部は『特殊学校バリアフリー設計規範』を公布し、鉄道部は『鉄道旅客駅バリアフリー設計規範』を制定した。

一建設部、民政部、障害者連合会、全国老齡弁公室は12の都市で全国バリアフリー施設建設モデル都市の活動を展開し、経験を積み重ね、バリアフリーの模式が形成された。

バリアフリーを推進するため、『障害者事業「十一・五」発展綱要』に基づき、本プランを制定する。

二、任務と目標

一「十一・五」の期間中、バリアフリー施設の建設を推進する。新築、改築、増築した都市道路、公共建築、住宅建築物はバリアフリーの建設を行い、都市の既存の道路と建築物は、バリアフリーの要求に従って、計画的に改造を施す。民航、鉄道、交通、教育等の業界のバリアフリーを速め、情報交流の無障害化を強化し、社会全体のバリアフリー意識を高める。

一全国の100の都市で、全国バリアフリー都市の業務を展開する。都市では、全国バリアフリー都市運動を展開する。

一初歩的に都市バリアフリーの局面を形成させる。

三、措置

1、業務のメカニズムを確立する

一統一してリードし、それぞれに職責を果たし、協力しあって、社会全体が参加するメカニズムを確立する。

—各省と全国バリアフリー都市の建設を行っている都市では、政府の関係責任者がリーダーとなり、建設、民政、交通、鉄道、民航、公安、教育、宣伝、通信、ラジオテレビ局、観光、障害者連合会、婦女聯、老齡委等の部門が参加するバリアフリー指導グループを設立し、バリアフリーの中で、組織、協調の役割を果たす。

—全国バリアフリー都市の建設を行っている都市は、障害者と老人からなる監督者グループを設立すると、マスコミ等を動員して、バリアフリーの監督をする。

2、法規と基準の建設を強化する。

—建築法、障害者保障法等関係する法規を制定したり改定したりするとき、バリアフリーの内容をその中に組み入れ、バリアフリー条例の制定を促進しなければならない。

—各地方はバリアフリー管理規定と「十一・五」バリアフリー計画を制定しなければならない。

—関係する部門はバスステーション、客船埠頭等に関するバリアフリー施設の設備配置の業界基準を制定しなければならない。

—関係する部門は情報の無障害化規範又は基準、全国バリアフリー都市基準、障害者総合サービス施設バリアフリー基準等基準を制定する。

3、バリアフリーの建設、改造と管理を推進する。

—各地方はバリアフリーに関する法規を実行しなければならない。新築、改築、増築を行った都市道路、公共建築物、住宅等は、『都市道路と建築物バリアフリー設計規範』とその他の関係する強制的な基準を執行し、バリアフリー施設を建設して、建設の質を高めなければならない。

—バリアフリーの改造を行う。各地方は計画を制定して、都市の既存する道路、建築物に対して、バリアフリー改造を行わなければならない。

—すでに建設されたバリアフリー施設に対する監督と管理を増大する。関係する部門は、バリアフリー施設を占用したり、損なったりする行為に対して、厳粛に処理し、バリアフリー施設の正常な使用を確保しなければならない。

—公共交通バリアフリー施設の建設を強化する。都市の地下鉄、ローカル電車、民用の空港、駅、バスステーション、客船埠頭等のバリアフリーと改造の業務を強化する。飛行機、地下鉄、ローカル車両、汽車、公共バス、路線バス、客船等の公共交道具に対して、バリアフリーの昇級改造を行い、バリアフリーサービスの水準を高める。

—障害者、老人の日常生活と密接的な関係のある地域と家庭におけるバリアフリーを増大する。新しく建設された地域と団地には、必ずバリアフリー施設をセットしなければならない。すでに建設された団地に対しては、計画的に改造をして、障害者、老人達が地域生活に参加しやすくしなければならない。その土地に適した措置をとって、家庭のバリアフリーと改造を広めなければならない。郷、鎮、村でバリアフリーの建設を展開する。

4、技術相談とスタッフの訓練

—大学、科学研究機構を組織して、情報の無障害化建設、バリアフリー製品の開発と応用、地域と

家庭のバリアフリー、バリアフリー管理、バリアフリー環境建設等の課題研究を行い、バリアフリーに技術的な支持を提供する。

一計画を制定して、等級をつけて何回に分けて、関係する計画、設計、建設、管理スタッフと障害者連合会の関係スタッフに対して、バリアフリー知識の訓練を行い、規範を執行しバリアフリー監督を行う自覚性と能力を増強する。

5、バリアフリーの宣伝及び情報交流の無障害化建設を強化する。

一関係する部門はラジオ、テレビ、新聞、雑誌、インターネット等のメディアでやっている専門番組、公益コマンシャル及び宣伝冊子、宣伝スローガン、スクロール、ポスター等を利用して、様々な方式でバリアフリーの宣伝を行い、バリアフリーの知識を普及させ、バリアフリーの意識を高め、社会全体が関心を寄せ、支持し、良好な雰囲気を作り出さなければならない。

一行政事務公開の無障害化を推進し、テレビのニュース番組、映画、テレビドラマに字幕をつけることを広め、テレビ局が手話番組を開設を奨励する。病院、駅等重要な公共場所と都市の重点な路線バスの中に情報スクリーンシステムを設ける。商業等のサービス業の従業員に対して、手話の使用を広める。聾者に手話の通訳サービスを提供したり、書面での交流を助けたりする。盲人、聾者が使いやすいような情報交流製品を研究開発する。

6、障害者のための総合サービス施設のバリアフリーと改造を強化する。

障害者のための総合サービス施設は障害者にサービスを提供する重要なキャリアーであるので、障害者の総合サービス施設のバリアフリーを強化することは重要な意義がある。「十一・五」の期間中に、各障害者総合サービス施設のバリアフリーと改造の業務を強化しなければならない。障害者の総合サービス施設のバリアフリーの基準を制定し、新しく建設された施設に対して、バリアフリーの規範を執行し、全国バリアフリーの業務を展開している都市から 200 の障害者総合サービス施設を選んで、バリアフリー改造を行う。

四、検査と評価

一建設部、民政部、障害者連合会、全国老齡委等の関係部門から全国バリアフリー都市工作協調指導グループを構成し、関係部門と専門家を組織して、全国バリアフリー都市の基準を制定し実施する。全国バリアフリー都市の建設を行っている都市は、本プランと現地のバリアフリーの「十一・五」計画に基づいて、毎年、自己検査を行う。2008年に、政府による中期検査を行う。

一2010年に、本プランを実施している状況に対して、全面的なまとめと最終評価を行う。全国バリアフリーの先進都市及び部門と個人に対して表彰をする。

五、支出

1、中央政府の支出：全国バリアフリーの組織協調、法規基準の制定、製品の研究開発、スタッフの訓練、検査と評価、宣伝等に使う。

2、地方政府の支出：各地方はバリアフリーの支出を財政予算内に組み入れ、様々なルートを通して資金を調達しなければならない。組織協調、法規の制定、スタッフの訓練、検査と評価、宣伝及び障害者のための総合サービス施設のバリアフリー改造等の業務経費を投入しなければならない。

障害者の法律救済の「十一・五」実施プラン

一、背景

- 社会主義法制建設が絶え間なく完備し、健全になるにつれて、各裁判所、検察院、公安機関、司法行政機関、障害者連合会等が障害者に対する法律救済を強化している。
- 各法律援助センター、司法所、法律サービス機関、弁護士事務所、公証所等の機構は、障害者に対して、スムーズな法律サービスと法律援助を提供している。各裁判所は、貧困障害者及び福祉機構、精神病院等社会福祉の企業と事業部門に対して、司法救済を提供している。大部分の省と市の障害者連合会は、障害者のための専門な法律援助センター（下部センター、ワークステーション）を設立した。

障害者のための法律救済の業務をよくするために、『障害者事業「十一・五」発展綱要』に基づいて、本プランを制定する。

二、任務と目標

- 省、市、県で障害者のための法律救済の協調機構を設立する。
- 各裁判所の司法救済、各司法行政機関の法律サービスと法律援助を基礎として、各障害者連合会が提供している法律サービスと法律援助を補充とする障害者のための法律救済の体系を建設する。

三、措置

- 1、障害者が法律サービス、法律援助と司法救済における困難を研究し、解決するように努力する。
 - 2、関係部門は障害者の権益を侵害する重大で典型的な案件に対して、調査と処理を強化し、手厳しく障害者の権益を侵害する全違法犯罪行為を取り締まらなければならない。
 - 3、各裁判所、法律援助と法律サービス機構は、障害者を重点の援助対象にして、スムーズな司法救済、法律援助と法律サービスを提供しなければならない。
- 各裁判所は『最高人民法院が経済的に困難な当事者に司法救済を行う規定』に基づいて、貧困障害者の訴訟費用を減免し、司法救済の遂行をしなければならない。
 - 各法律援助機構は障害者を重点の援助対象にして、法律援助の条件に満たしている障害者が有効な法律援助を受けることを確保し、現地の実情に基づいて、障害者が援助を受ける範囲と事項をする。

—司法所、法律サービス所、弁護士事務所、公証所と司法検定機構等は、障害者に法律サービスを提供し、障害者の経済的な状況に基づいて、関係費用を減免する。

4、各障害者連合会は障害者に対して法律救済を展開する。

—地方都市水準以上の障害者連合会は障害者のための法律救済センターを設立し、多方面から資金を調達して、スタッフを配置し、援助を必要としている案件関係者の障害者に対して法律援助をし、法律相談ホットラインとインターネットを通して疑問を答えたりして、いろいろな方法を講じて、障害者に法律相談とサービスを提供する。

—各障害者連合会が訴訟支持と非訴訟の業務経験をまとめ普及させ、障害者連合会が障害者の権益維持の中での訴訟支持と非訴訟の業務パターンを作り規範化して、障害者の権益維持の公益訴訟の方式を模索し、障害者のための権益維持に関する公益訴訟制度を形成する。

5、社会团体、民間組織と高等な教育機関等を通して、障害者に法律サービスと法律援助を提供を奨励し助成する。

6、政府と関係部門は、国家の行政機関、人民裁判所、人民検察院、法律サービスと法律援助機構、高等な教育機関、民間組織と企業、事業部門等、障害者の合法的な権益を擁護することにおいて突出した貢献をした機構に、障害者の権益維持のポストを設け、先進な部門と個人に対して表彰をする。

四、支出

1、中央政府の支出：障害者の法律サービス、法律援助と司法救済の政策を研究制定し、一定の資金を手配して、障害者の法律サービスと法律援助に専用したり、全国的な障害者権益維持の先進部門と個人を表彰したり、障害者の権益を侵害する重大で典型的な案件を調査処理したりすることに使う。

1、地方政府の支出：地方で行われている障害者の法律救済、障害者の権益維持ホットライン、メールボックスの維持と管理、障害者のための権益維持ポストの命名と表彰、障害者の法律救済の検討と交流、障害者の権益を侵害する重大で典型的な案件の調査処理等に使う。多方面で資金を調達し、障害者の法律救済を展開する。

障害者の組織建設の「十一・五」実施プラン

一、背景

—「十五」の期間中、障害者の組織建設は顕著な成果が現れ、システムがもっと完備され、障害者との関係も日毎に、なって、代表性も増強された。

—ボランティアによる障害者援助活動が深く展開し、障害者にサービスする能力が高くなった。

障害者連合会の組織建設を強化し、サービス能力を増強するために、『障害者事業「十一・五」発展綱要』に基づいて、本プランを制定する。

二、任務と目標

- 末端の障害者組織は、機構の規範化建設と障害者の専門職委員の選出と任命において、毎年、20% 逡増し、「十一・五」の末期までに、規範化建設の基準に達し、郷、村の障害者専門職委員の選出と任命の業務を完成する。
- 2008 年に行われる省障害者連合会の権力交代と視察の業務に協力し、地方障害者連合会の権力交代の業務を指導する。
- 2007 年の年末までに中央組織部の 38 号の公文書に規定された全国障害者連合会系統に障害者幹部を配置する任務を完成する。
- 社会的な資源を利用して、様々な形式をとって、『全国障害者連合会系統幹部教育研究計画(2006 年—2010 年)』の要求に基づいて、幹部の訓練を強化する。
- 第四次全国「自立と障害者援助」の表彰活動を組織する。
- 全国の一部の都市で、「全国障害者工作モデル都市」を創設する業務を展開し、「全国障害者援助 愛心都市」の選出活動を組織する。
- 県及び県以上の障害者連合会は、『障害者連合会規定』に基づいて、専門な協会組織を設立し完備して、関係経費を提供し、資源共有の原則に基づいて、協会の業務を処理したり、活動を行ったりする場所を設ける。
- 各省に登録する障害者援助のボランティアの数は毎年 20%逡増し、全国で登録している数は 600 万人に達する。
- 障害者証明書の授与と管理を規範化し完備して、障害者に証明書を授与する任務の 80%を完成する。

三、措置

- 1、末端の障害者連合会組織のネットワークを完備する。「真実を求め実務に励み、持続的に推進する」方針に基づいて、「都市では地域、農村では郷と鎮を中心にする」要求に従って、國務院障害者工作委員会の『下部障害者連合会組織の建設を強化する決定』と『下部障害者組織の建設を強化する意見』に基づいて、「下部障害者組織の建設基準」を制定し、機構が健全で規範化になり、スタッフチームが安定して実務に励み、サービス機能が完備するという三つの要素を実現し、末端の障害者組織を規範化の建設基準に達するようにし、「横は縁まで、縦は底までの全国障害者工作組織ネットワーク」を形成し、障害者に有効なサービスを提供する。
- 2、規範化建設を強化し、組織の基礎をつき固める。県障害者連合会は単列が計画的で、規格が基準化で、理事長が専門職である基礎の上で、規範化建設に力を入れなければならない。郷と鎮（住

民委員会)水準の障害者連合会は、専門職の理事長と障害者工作スタッフの配置を業務の重点にしなければならない。主席団が理事長を指名してから、県の党の委員会の組織部門に報告して正式に任命してもらう。理事長を配置した上で、有効な方式を通して障害者の専門職の委員を選出して、理事長の業務に援助する。地域では、障害者協会を設立され、障害者の専門職委員が選出され、障害者の活動室が設立された上で、サービス能力とサービス水準を高めなければならない。農村では、都市の地域における障害者工作の経験を借り入れて、村の障害者協会を設立し、専門職の障害者委員を選出して、障害者をメインにする村障害者協会に変革する。企業の障害者工作に対する指導と支持を強化し、企業における障害者工作の状況に基づいて、障害者組織を設立する。

3、モデル区、モデル県の役割を發揮し、下部の障害者組織建設を推進する。「全国障害者工作モデル都市」を創立したり、「全国障害者援助愛心都市」のモデル実験を行ったりする等をきっかけとして、市の障害者連合会の業務のハイライトを作り上げ、「上からの指図を受けて下に伝える」というデモンストレーションと先導する役割を果たす。

4、幹部の二重管理の業務を強化し、「公のために勤勉に政務に励み、団結廉潔」の指導グループを建設する。各障害者連合会は中央組織部が許可しトランスミートした『障害者連合会の幹部管理方法と党の組織管理関係の意見』(組通字〔1996〕2号)と『機構改革の中で関係する幹部の二重管理の業務の書状』(幹弁字〔2000〕5号)の要求を貫徹して、従属する障害者連合会の指導グループに対して教育したり、育成したり、視察したり、「二重管理」を使用するように提案したりする等の職責を履行し、従属する地方の党委員会が障害者連合会組織指導グループの建設を強化を援助する。

5、地方の党委員会、政府と組織部門は、障害者連合会の指導グループの建設と障害者工作のスタッフチームの育成に関心を寄せ、重視しなければならない。「障害者工作と障害者連合会建設を強化する」要求に基づいて、重点的に障害者連合会の指導グループのスタッフ、障害者の上層幹部、若い幹部の選抜配置と教育育成を行い、障害者連合会幹部の学習研修、上部組織の幹部が下部組織へ行って臨時のポストに着き、鍛えることと幹部の交流等の業務を推進し、障害者の幹部チームが障害者事業の発展の新しい要求に適応できるようにしなければならない。

6、職業道徳建設を強化し、職業道徳の水準を高める。『全国障害者工作者職業道徳規範(試行)』を貫徹し、『障害者工作者の職業道徳建設を強化することの実施意見』に基づいて、障害者連合会幹部チームの思想、態度建設を強化し、障害者工作者の職業道徳の水準を高め、「人道、廉潔、サービス、奉仕」という職業道徳を厳守する高素質の障害者工作者の幹部チームを育成する。

7、幹部育成を拡大し、幹部の教育育成のために長期効果のあるシステムを設立し、幹部の教育育成の業務を科学化、系統化、規範化する。各障害者連合会指導幹部と下部組織の障害者工作者を訓練を重点対象にして、全力を入れて障害者工作者の素質と能力を高める。重点的な業務と結びつけて、形式様々の訓練を行う。『全国障害者連合会系統における幹部教育育成計画(2006年-2010年)』を制定し、障害者連合会系統の幹部教育と育成の業務を指導する。障害者工作者の教育研修のテキストを編纂する。中西部地域における幹部研修の業務に対して、もっと多くの支持を与える。

多段階、多ルート、多形式の分級分類の研修を通して、5年以内で全国の障害者工作者が訓練を受けるようにする。

8、各地方の残連は幹部の訓練の業務を重視し、障害者連合会の要求に従って、下部組織の障害者工作者の教育研修を重点にして、現地の幹部教育研修計画を制定し、執行して、実際的な効果を求めなければならない。現地の組織部門の支持を努力して手にし、障害者連合会幹部の教育研修を現地の党と政府の幹部教育研修の総体計画に組み入れ、現地の幹部研修機構を頼りにして、現実と結び付けて、指向性のある中、短期の研修クラスを設け、障害者連合会幹部がポストの職責を果たす能力を高める。

9、障害者幹部を配置する要求を実行に移し、障害者連合会組織の代表性を増強する。中央組織部が2002年に印刷して配布した『障害者連合会の党組織部が「障害者幹部を選抜して地方の障害者連合会の指導グループと幹部チームを充実することの報告」を転送する通知書』（組通字〔2002〕38号）を実行し、省と副省障害者連合会に駐在している専門職の盲人、聾者理事と地方（市）の障害者連合会指導グループの中の障害者幹部の配置を業務の重点にして、県以上の障害者連合会においての上層幹部と障害者幹部の配置の任務を完成する。

10、障害者幹部の教育育成を強化し、障害者幹部の役割を発揮させる。各組織人事部門と障害者連合会は、障害者幹部の選抜、育成の業務を重視し、意思疎通と連絡を強化して、選抜の範囲を拡大し、選抜のステップを高め、優秀な障害者人材のデータベースを完備し、専門な協会と協力して、優秀な障害者の状況を掌握しなければならない。様々な障害者幹部の研修コースを設け、障害者幹部の素質を高める。優秀な障害者幹部、特に盲人、聾者の幹部に対して、指向的な研修計画と使用計画を制定し、育成を拡大して、違う類別の優秀な障害者をもっとたくさん選び出して、障害者の業務に従事させる。

11、専門的な協会組織を健全にし規範化する。省障害者連合会と地方（市）の障害者連合会は条件を作って、専門的な協会組織と業務のメカニズムを健全にし、専門的な協会が業務をする場所と必要経費を保証し提供しなければならない。県障害者連合会には、専門的な協会組織を設立し、障害者事業を熱烈に愛して、一定の社会的な名声と人望があり、素質が高い優秀な障害者又は障害者の親戚と友人を選抜して専門協会のリーダーにする。中心都市の放射作用を発揮し、分類指導を強化して、末端組織を重点にする原則に基づいて、区と県障害者連合会における専門協会が地域の障害者協会と郷鎮（住民委員会）の障害者連合会を頼りにして業務を展開する筋道を模索する。

12、障害者連合会の中心任務を巡って、専門協会の業務を活発にする。専門協会は、障害者事業の発展の大局に基づいて、本類別の障害者の特徴に適合するような活動を組織し、「代表、サービス、権利維持」という職責と架け橋と紐帯の役割をよく発揮しなければならない。本類別の障害者を団結して、国家の法律を守り、楽観的で進取の精神をもって自立を教育し、障害者が平等的に社会生活に参加する能力を高めなければならない。

13、ボランティアによる障害者援助の活動を展開し、障害者にサービスを提供する。「百万の青年ボ

ランティアが障害者を援助する行動」の実施を深化させ、ボランティアの規模を大きくし、援助関係を確立して、需要のある障害者にボランティアサービスを提供する。

14、障害者証明書の照合と配布及び管理の業務を強化する。障害者証明書管理方法の改定と新しい障害者証明書の配布と回収を行い、障害者が証明書を持って優遇政策を享受できるようにする。新しい障害者証明書の配布の業務と結びつけて、各障害者連合会は障害者の状況調査の業務をやり、障害者の状況に関するデータベースを作らなければならない。

15、表彰の業務を規範化し、自立精神と弱者援助の精神を奨励する。「全国自立模範」、「全国障害者連合会系統先進工作者」と「全国障害者援助先進団体と個人」、「障害者の家」を表彰する業務を行う。自立と障害者援助の行為を奨励し、障害者を理解し尊重して、障害者に関心を寄せ援助するという社会的雰囲気を作り出し、人道主義の思想を提唱する。「全国障害者工作者先進県（市、区）」を表彰し、「全国障害者工作モデル都市」の建設を展開し、「全国障害者援助愛心都市」の選出活動を行い、障害者事業の発展を促進する。

四、検査とまとめ

1、各地方は障害者の組織建設に関する「十一・五」実施プランに基づいて、計画を制定し、実施の手順と措置を明確にし、任務指標を量化し、進度の要求を提出し、職責と作業の分担を明確にしなければならない。

2、各省は年度検査と最終評価を組織して、実行に移していることを監督し促進しなければならない。

情報化建設の「十一・五」実施プラン

一、背景

—「十五」の期間中、全国障害者連合会系統の情報化建設は急速に発展する傾向を示している。技術を応用できる環境は全国をカバーしており、技術の応用水準が高くなり、情報技術者の人数が多くなっている。

—80%の省障害者連合会でHPの建設が完成し、85%の省障害者連合会では、業務応用システムとデータベースの使用を広めた。全国では、200あまりの違う形式の障害者HPがあり、一定規模のネットワーク宣伝フォーラムと情報資源の集合地を形成した。80%の省障害者連合会では、統計データが県まで届き、初歩的に電子化管理を実現した。

情報化建設の業務をよくするために、『障害者事業「十一・五」発展綱要』に基づいて、本プランを制定する。

二、任務と目標

- 障害者事業情報化に関する下部組織のサービス体系を健全にし、完備する。
- 現存の省障害者連合会のローカルエリアネットワークにリンクし、全国の省障害者連合会をカバーできる広域ネットワークを建設する。
- 障害者工作業務データベース管理システムを設立し、完備する。
- 障害者連合会総合情報管理システムを設立し、障害者事業の情報資源の共有を実現する。
- HP 建設の指標体系を制定し、障害者連合会系統のインターネットによる HP ネットワーク化を推進する。
- 障害者事業の統計指標体系を最適化にして完備し、統計制度の管理と統計台帳の建設を強化する。
- 情報の無障害技術とその応用を組織し普及する。

三、措置

- 情報化に関する専門スタッフチームの建設を強化し、省障害者連合会では、3-5人の専門職のスタッフを配置し、地方の障害者連合会では、1-2人の専門職のスタッフを配置する。各障害者連合会における情報技術の応用技能の普及と研修を強化し、研修計画と試験基準を制定して、障害者連合会系統のコンピューター応用における水準を有効に高め、各障害者連合会が情報化建設における応用の需要を満たすことを保障する。
- 障害者連合会は全国障害者連合会系統における行政事務の電子ネットワークフォーラムの技術規範と基準を制定し、ネットワークフォーラムの組織実施、協調管理を担当する。省障害者連合会は現有の資源を利用して、障害者連合会の業務需要に適応できる中堅的なネットワークを完備し、地方（市）以下の障害者連合会の情報化建設を推進する。ローカルエリアネットワークの建設を完成した省障害者連合会は、障害者連合会ネットワークフォーラムとリンクし、情報を共有しなければならない。まだローカルエリアネットワークができていない省障害者連合会は、ローカルエリアネットワークの建設を速め、障害者連合会ネットワークとのリンクを実現しなければならない。
- 障害者連合会系統にある現有のデータベースを整理しまとめて、全国障害者連合会総合業務データベース管理フォーラムを建設し、「十五」の期間中における業務データベースの普及と応用及びメンテナンスを行う。障害者連合会系統のデータと情報の分類とコーディング基準を制定し、各障害者連合会と障害者連合会との間の正常なデータ交換を保証する。
- 重点的な業務分野の業務と歩調を合わせて、情報化の技術保証の業務をやり、2008に開催される障害者オリンピックの障害者スポーツ総合データベースの建設を完成する。
- 障害者就職情報ネットワークのHPの建設を推進する。指定都市では、障害者の求職と募集の情報ネットワークのデータベースをつくり、上部機構のネットワークにデータを提供する。
- 行政事務の情報公開と情報資源の共有を推進し、障害者連合会の情報資源を開発利用する。障害

者連合会は総合情報管理システムの枠組み、管理目録と管理方法を制定し、全国障害者連合会の総合情報管理システムの建設を請け負う計画である。各省障害者連合会はそれぞれ本省総合情報管理の業務を担当し、関係情報の収集、整理と公表を実行に移すことに責任を持つ。

一障害者連合会系統のインターネット HP の建設に関する指標体系を作り、各障害者連合会のネットワーク建設を規範化し、HP の情報内容を豊富にし、ネットワークのサービス機能を増強する。各障害者連合会の HP の自己宣伝と普及を強化し、HP とマスコミとの合作と連携を強化する。

一省障害者連合会では、障害者連合会の業務に熟知し、統計ポストにつく資格を持ち、コンピューターの操作技能が熟練する統計スタッフチームを設立しなければならない。地方都市と県障害者連合会は、総合部門に1名の専門職（兼職）の統計係を配置して、末端組織の統計の業務を担当させなければならない。統計係に対して、その統計分析能力の育成を強化し、統計の業務をする水準を高め、障害者連合会の重点的な業務に協力して、専門的な課題研究を行い、政策決定の手助けをする。

一障害者連合会は末端組織の統計台帳指標と末端組織の統計台帳制度の制定に責任を持ち、統計台帳の管理ソフトを開発し、省、地方（市）と条件の合致する県障害者連合会で、統計台帳の電子化管理を実現する。条件が成熟していない県障害者連合会はまず紙媒質での統計台帳を作り、電子媒質の台帳へ変革する。各省障害者連合会は統計部門の管理職責を強化し、末端組織の統計管理制度を健全化して、スケジュールに従って、本省末端組織の統計台帳の建設を組織し実施して、定期的に研修、検査、監督、管理をし、統計データの正確性と真実性を高める。

一情報のスムーズ化のための技術規範と技術基準の制定を推進し、国内外の関係部門及び技術部門と協調して、情報のスムーズ化に関する技術交流、業務検討、製品及びその他のコンピューター補助設備の視察、研究開発、普及等を展開し、政府部門が関係する政策と基準を制定するために参照する根拠を提供する。

四、支出

1、中央政府の支出：障害者事業情報化建設規範の制定、全国障害者連合会系統広域ネットワーク、情報フォーラムの基礎的な建設とメンテナンス、省以上の障害者連合会の情報、統計スタッフの訓練、障害者連合会インターネット HP の建設と宣伝、情報化建設に関係する課題の研究、情報、統計資料の編集及び応用ソフトの開発等に使う。

2、地方政府の支出：各障害者連合会は、情報化建設を現地政府の発展計画に組み入れ、専門支出を設けて、現地のネットワークフォーラムとHP建設及びデータベースのメンテナンス、下部組織の統計の業務、情報及び統計スタッフの訓練等に使わなければならない。

五、検査とまとめ

1、各地方は、障害者事業の情報化建設の「十一・五」プランに基づいて、発展計画を制定しな

ればならない。

2、各省障害者連合会は、行政事務の電子化を推進し、年度検査と最終評価をやらなければならない。

3、障害者事業における各項の統計表の要求に基づいて、統計データを提出する。

以上

中国障害者連合会文献

残聯発[2005]21号

「全国障害者連合会系統のリハビリテーション人材 の養成計画(2005-2015)」を印刷発行する ことに関する通知（仮訳）

各省、自治区、直轄市および計画単列市の障害者連合会、新疆生産建設兵団障害者連合会、黒竜江農墾総局障害者連合会：

2015年の障害者「誰もがリハビリテーションサービスを楽しむことができるようにする」という偉大な目標を実現するため、また障害者連合会系統のリハビリテーション人材の養成活動を一段と推進するため、中国障害者連合会は「全国障害者連合会系統のリハビリテーション人材の養成計画(2005-2015年)」を制定し、印刷して各位の手元に届けた、真剣に貫徹執行されるよう期待する。

二〇〇五年七月二十一日

全国障害者連合会系統の リハビリテーション人材の養成計画 (2005－2015年)

2015年の障害者「誰もがリハビリテーションサービスを楽しむことができるようにする」という奮闘目標を実現し、障害者リハビリテーション人材活動の科学化、制度化、規範化を推進し、中国共産党中央、国務院の「人材活動を一段と強化することに関する決定」(中発[2003]16号)と国務院弁公庁が転送した「障害者リハビリテーション活動を一段と強化することに関する意見」(国弁発[2002]41号)の精神に基づき、本計画を制定した。

一、背景

リハビリテーションは障害者の機能を回復或いは補償し、生存の品質を向上し、社会参与の能力を増強する重要なルートである。リハビリテーション人材は障害者のリハビリテーション活動の実践者であり、またリハビリ効果と品質を保障する鍵となる要因である。障害者連合会系統のリハビリテーション人材は主に、リハビリテーション活動の管理者、リハビリ専門技術者とコミュニティリハビリテーション従業員が含まれる。そのうち、リハビリテーション技術者には、障害者リハビリテーション活動のリハビリテーション医師・リハビリテーション治療師、リハビリテーション工程技術者と特殊教育の教師が含まれる。

1988年に、障害者リハビリテーション活動が国民経済と社会発展計画に組み入れられて以来、障害者のリハビリテーション事業は持続的に発展し、障害者のリハビリテーション経費にたいする各級政府の投入は迅速に増長し、全国の障害者連合会系統の聾啞児童言語訓練機構(班、サイト)は1700を越え、地区・市クラス以上のリハビリセンターが91箇所、普及型義肢装具ステーションが160箇所、障害者リハビリテーション人材の養成活動も顕著な成果を収め、初歩的に障害者リハビリテーション活動の各専門分野の人材隊伍を形成し、そのうち省・市・県三級のリハビリテーション活動の専任管理者は5000人近くで、リハビリテーション機構の専門技術者は2万人を越え、都市と農村の専任・兼任のコミュニティリハビリテーション従業員は5万人を超える。国の重点リハビリテーション活動任務の実施を通じて、多種形式の業務養成活動を展開し、全国の障害者連合会系統のリハビリテーション人材の総体的素質は引き続き向上し、サービス能力が絶えず増強した。だが、当面の障害者連合会系統のリハビリテーション人材の状況は、全国障害者リハビリテーション事業の迅速な発展に適応できず、広範な障害者の日増しに増えるリハビリテーションの需要と障害者「誰もがリハビリテーションサービスを楽しむことができるようにする」という目標まで、まだまだ大きな距離がある。この点は、リハビリテーション人材の数量不足、全体的素質と活動能力の欠乏、リハビリテーション人材養成の有効的メカニズムと制度の不健全、リハビリテーション人材養成を重要視する雰囲気未形成、障害者「誰もがリハビリテーションサービスを楽しむことができるようにする」という目標を実現するために必要な人力的基礎の薄弱など諸方面に顕著に現れている。

二、指導思想と活動の原則

1、指導思想

鄧小平理論と「三つの代表」の重要思想を指導とし、科学発展観を貫徹し、科学教育興国と人材発展戦略を堅持し、障害者にサービスすることを根本的趣旨とし、リハビリテーション人材の養成活動の統一的指導を強化し、関連の政策と計画を制定・完備し、活力に満ちた人材養成の長期効力のメカニズムを形成し、人道的かつ廉潔で、サービス精神に溢れた、障害者リハビリテーション事業の発展に適応した高素質のリハビリテーション人材隊伍の建設に全力を尽くさねばならない。

2、活動原則

——実際の必要を導きとし、適宜かつ実用技術を重点とすることを堅持する。障害者のリハビリテーション活動の際立った薄弱段階と末端のニーズに的を当てて養成内容を設計し、養成方式を選択し、末端従業員の国家重点リハビリテーション任務に対する完成能力と障害者がリハビリテーションの中で最も解決を必要とする実際の活動能力の向上を重点に置く。

——普及と向上の結合を堅持する。末端に目を向け、コミュニティリハビリテーション従業員の養成に力を入れ、末端のリハビリテーションサービス能力の向上に力点を置き、リハビリテーション活動の受益面を拡大する。同時に、各級のリハビリテーション業務機構の中堅技術隊伍の養成を強化し、専門技術レベルと業務指導能力を向上し、リハビリテーション事業の持続的発展にしっかりとした技術備蓄とサポートを提供する。

——応急養成と規範化建設の結合を堅持する。現実活動の需要に的を当て、応急措置を採用して最も欠乏する人材を養成すると同時に、計画的に基礎養成を進め、一步一步と全国のリハビリテーション人材隊伍の基礎業務レベルと職階、学歴レベルを高める。

——統一計画と分類指導の結合を堅持する。全国のリハビリテーション人材養成活動の統一指導、全体的計画を強化し、異なる区域、異なる業務を区別して、的を当てた養成の要求を提出し、異なるサポートを提供する。

三、養成の対象

養成の対象は全国障害者連合会系統のリハビリテーション活動に従事する管理者、専門技術者とコミュニティリハビリテーション従業員である。

リハビリテーション活動の管理者には、省・地（市）・県（市・区）など各級の障害者連合会のリハビリテーション活動を管理する理事長、リハビリテーション管理職能部門の責任者と従業員および各障害者連合会所属のリハビリテーション業務機構の指導メンバーが含まれる。

リハビリテーション専門技術者とは、各級の障害者連合会所属のリハビリテーション業務機構（リハビリセンター、聾啞児童リハビリセンター、障害者補助用具供給ステーション、コミュニティリハビリテーション指導センターと各種看護機構などを含む）で、障害者のリハビリサービスに従事する専門技術者のことである。

コミュニティリハビリテーション従業員とは、都市居住民委員会と農村村民委員会の中で障害者の登録書類保存、リハビリテーション総合サービスを提供する専任の委員、兼職の居住民委員、村民委員、衛生担任者、ボランティアなどのことである。

四、活動目標

2015年までに、全員の養成を完成し、割と完備したリハビリテーション人材養成活動体系および関連の管理制度を形成する。

——2010年までに、県クラス以上のリハビリテーション活動の管理者、リハビリテーション機構の専門技術者と70%のコミュニティリハビリテーション従業員に対し、統一化・規範化研修を進め、資格任用と継続教育単位制管理を実現する。

——2015年までに、全員の養成を実現し、比較的完備した持ち場認証、専門技術職務評定審査、招聘任用および持ち場継続教育制度を確立する。

五、主要措置

1、組織指導を強化し、リハビリテーション人材養成組織管理メカニズムを完備する。

——各級の障害者連合会はリハビリテーション人材養成活動を事業発展計画と障害者連合会系統の幹部教育養成計画に組み入れ、地元の実情に基づき、障害者リハビリテーション活動の「十一五計画」、「十二五計画」実施案と結びつけ、本地区のリハビリテーション人材の養成計画を制定する。

——各級の障害者連合会リハビリテーション部と人事主管部門は、本地区のリハビリテーション人材養成に関係する政策・計画の研究と制定に責任を負い、本地区リハビリテーション人材の養成活動に対し、マクロ的指導・サービス及び検査を調整し、監督する。各級障害者リハビリテーション協会とリハビリテーション業務機構は、障害者連合会と人事主管部門の統一指導の下で、職責の分業に基づき、関連の専門技術者の養成活動を担当する。

——中国障害者リハビリテーション協会は中国障害者連合会リハビリテーション部から委託され、全国の障害者連合会系統の人材養成計画の組織実施に責任を負い、年度養成計画、各専門委員会を組織し、各種形式の業務養成を展開し、リハビリテーション人材の継続教育単位制度の実施を逐次推進する。

——リハビリテーション人材の養成状況を、各級障害者連合会のリハビリテーション活動の総合評価に組み入れる。

2、条件を築き上げ、完備したリハビリテーション人材養成教育体系を確立する。

——各級障害者連合会の現存のリハビリテーション技術専門家指導チームを基礎とし、関連分野の学術造詣の深い、豊富な経験を持つ専門家を人材養成の教師として招聘し、同時に、本系統内の中年青年の中堅教師と学術リーダーの養成を重点に置く。県（市・区）クラスの中堅教師の養成を重点的に強化し、2010年までに、県（市・区）毎にそれぞれ、五類障害者のリハビリテーション業務を対象としたリハビリテーション技術指導専門家を最低一人養成し、全県（市・区）のコミュニティリハビリテーション従業員の養成と業務活動を指導する。

——各級障害者連合会に所属するリハビリテーション業務機構はリハビリテーション人材養成の重要な基地であり、リハビリテーション人材養成の職責を遂行しなければならない。中国障害者リハビリテーション協会の統一組織の下に、中国障害者連合会のリハビリテーション業務機構は、省と地区両クラスの障害者連合会系統に所属するリハビリテーション人材の養

成・研修を所管する。各省（自治区・直轄市）障害者連合会に所属するリハビリテーション業務機構は、管轄区内の県（市・区）クラスのリハビリテーション人材の養成・研修を所管する。地（市）クラスの障害者連合会に所属するリハビリテーション業務機構と県（市・区）の障害者連合会は、町内（郷鎮）およびコミュニティ（村）のリハビリテーションの研修に責任を負う。

——中国障害者連合会は、国・省・地区（市）の三級リハビリテーション人材養成実習基地の基準を制定する。各リハビリテーション機構は、基準に基づき相応の養成研修実習基地の建設を申請する。

——各種社会教育資源を充分利用し、協力・共同建設・共同管理と共同使用などのパターンを利用して、多ルートの人員養成を展開する。条件のある地区では、条件に合致した外部の養成機構と外国の養成機構に養成を委託することも許される。

3、養成内容を科学的に設定し、実用業務技能の養成を強化する。

——リハビリテーション活動の管理者の養成を重視し、リハビリテーション活動の方策、実用リハビリテーション業務管理技能とリハビリテーション業務基礎知識を重点とし、重点リハビリテーション任務の組織と実施及び末端の活動を指導する実際の能力を絶えず向上する。

——各級のリハビリテーション機構の専門技術者の養成を強化し、基礎理論、基本能力の養成を重点とし、実用の新技術、新方法の学習を強化し、規範化した業務執行レベルと末端業務に対する指導能力を絶えず向上する。

——コミュニティリハビリテーション従業員に対する養成研修を広く展開し、普及型知識と実用、執行し易い、コミュニティの家庭で掌握できるリハビリテーションの方法を重点とし、障害者に直接サービスする能力を向上する。

——関係部門・専門家を組織して、全国の統一したリハビリテーション人材養成要綱を制定し、養成課程を設計し、養成教材を編成する。各地は実情に基づき、補足教材を組織編纂することが許される。

4、実情に合わせて、多種形式を採用して養成活動を展開する。

——在職研修を重点とし、在職者の養成管理制度を確立する。リハビリテーション活動の管理者は、毎年 30 時限以上、リハビリテーション専門技術者は 120 時限以上、コミュニティリハビリテーション従業員は 30 時限以上の各種業務研修を受けなければならない。

——定期的な研修制度を確立する。末端のリハビリテーション技術者を定期的に組織し、条件の整ったリハビリテーション機構で研修し、業務レベルを高める。末端のリハビリテーション機構の専門技術者は 5 年ごとに、上級のリハビリテーション業務機構の研修に参加し、時間は 3-6 ヶ月とする。

——リハビリテーション従業員が在職の学歴教育に参加することを奨励する。2010 年までに、省・市・県の三級のリハビリテーション活動の管理者は短大以上の学歴が要求され、各級のリハビリテーション機構の専門技術者は、相応の中等専門学校以上の学歴が要求され、基本的に非専門人員が専門技術者の持ち場を占拠する現象を無くす。

——関連業種間の技術支援を奨励する。各級のリハビリテーション機構の専門技術者は、定期的或いは不定期的に末端に行き、業務講義・技術指導を行う。専門技術者の末端での活動状

況は、その職務、職階の評定と結びつける。条件ある都市のリハビリテーション業務機構は、定点支援を実施して技術チームを派遣するか、末端技術者を受け入れるなどの形式を採用して、農村地区のリハビリテーション人材の養成を支持する。

5、リハビリテーション人材養成の関連管理制度を絶えず完備する。

——リハビリテーション専門技術者が従事する専門は、国の資格認証制度を執行している場合、学習の強化と研修を通じて、現在当該専門に従事している人員が相応の資格を獲得出来るよう援助する。2010年までに障害者連合会所属のリハビリテーション専門技術者は、国が明確に規定する相応の資格を取得しなければならない。

——国がまだ資格認証制度を執行していない業務持ち場に対しては、系統内の資格認証管理を実施する。リハビリテーション活動管理者、コミュニティリハビリテーション従業員は、持ち場に着く前に、30時限以上の集中業務特訓を受けなければならない。政府の関連部門に協調して、リハビリテーション分野の資格認証活動の範囲を逐次拡大する。

——リハビリテーション人材の継続教育制度を確立する。中国障害者リハビリテーション協会が音頭を取り、「中国障害者連合会系統のリハビリテーション人材の継続教育単位制の管理方法」を制定し、リハビリテーション活動の管理者、専門技術者とコミュニティリハビリテーション従業員に対し、継続教育単位制管理を実行する。各種のリハビリテーション従業員は資格を獲得した後、規定する期限内に、継続教育学習に参加し、相応の継続教育単位を取得しなければならない。

6、養成と使用の結合原則を貫徹し、条件を作り、リハビリ人材隊伍を安定させる。

——リハビリテーション従業員が各種業務研修に参加することを奨励し、研修の参加状況を人員の招聘、技術職務の昇進、年末審査などの活動の重要な根拠とする。

——リハビリテーション活動に関連する専門技術職務系列を逐次確立し、専門技術職階の昇進問題を協調解決する。

——リハビリテーション人材の待遇を絶えず改善し、賃金待遇・専門技術職務の昇進を確定する場合、末端および第一線で活躍する技術者に傾斜するという政策を体現する。

——優遇政策を制定し、社会の優秀なリハビリテーション人材を吸収する。

7、多方面から調達し、投入を増大し、リハビリ人材の養成に資金保障を提供する。

——リハビリテーション人材の養成経費を各級障害者リハビリテーション事業経費の予算に組み入れ、リハビリテーション事業の発展に伴い逐次向上させ、各種リハビリテーション人材の養成基地の整備に特別資金を提供して支援する。

——中央と地方、部門と個人を結びつけた研修経費の投入メカニズムを確立する。

——社会組織・企業と個人が、多種形式による障害者リハビリテーション人材の養成に対する支援を奨励する。

——国際協力プロジェクトを積極的に利用し、リハビリテーション人材の養成ルートを拡大する。

